

# 会報

## 公認会計士三田会



### 平成15年向け・塾長の年頭所感 —塾出身士補合格通算31年間首位—

慶應義塾長 安 西 祐一郎

新年明けましておめでとうございます。公認会計士三田会会員の皆様におかれましては本年も益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

2002年度は、慶應義塾大学の在学生・卒業生から、公認会計士第二次試験に183名が合格し、大学別合格者数で、通算31年間・連続28年間もの長期にわたり首位の座を獲得することとなりました。公認会計士三田会の皆様には、会計研究室が毎年4月に日吉で主催するガイダンスで公認会計士制度について説明をして頂くなどのご協力を賜っています。新しく会計士補となられた方々の、今後のご活躍を期待するとともに、これまでの公認会計士三田会の皆様、関係者の皆様のご指導ご尽力に、深く感謝申し上げます。

昨年一年間を振り返ってみれば、日本を取り巻く経済状況はなお一層混迷を深めていると言ってよいかもしれません。そのような状況の中で慶應義塾出身の政治家、経営者、その他さまざまな分野の方々が、それぞれの立場から経済再生に向けて奮闘されており、実業界での慶應義塾のリーダーシップが遺憾なく発揮されています。

公認会計士もまた、監査を行って企業の信頼性を高めることで、日本経済再生のための重要な機能を担っていると言えるでしょう。

2001年9月に「慶應義塾21世紀グランドデザイ

ン」という基本方針を発表しましたが、その具体化に向けての実施計画と、2006年度に至る経営改革計画を総合化した「総合改革プラン2002~2006」を昨年7月に発表致しました。「総合改革プラン2002~2006」は、当面実施すべき目標項目をまとめた「総合先導プラン」と、経営システム・制度を新しい時代を先導するように改革する「経営改革プラン」で構成されています。これらのプランを実行するためには、リエンジニアリング、活動基準原価管理、シェアードサービスなど、経営・会計にまたがるマネジメント手法を導入していく必要があると思われます。とくに「経営改革プラン」では、病院経営改革プロジェクトとして管理会計システムの構築を実施する予定であるなど、会計的な管理制度の充実が盛り込まれています。

公認会計士三田会の皆様には、引き続きさらなる暖かいご指導とご鞭撻を賜りますようお願い致します。

公認会計士三田会を通じて、さまざまに活発な活動をされておられる、西野清代表世話人をはじめ会員の皆様、塾員、関係者の皆様に、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

末筆ながら、公認会計士三田会会員の皆様と、関係者の方々のご健勝と、ますますのご発展を、心からお祈り申し上げます。

# 公認会計士三田会・会報（27号）

—平成15年1月29日発行—

## 一目 次一

1. 平成15年向け・塾長の年頭所感……………慶應義塾長 安西祐一郎 …1A  
—塾出身士補合格通算31年間首位— (昭44工49工博卒)
2. 改革なくして成長なし年頭所感……………内閣総理大臣 小泉純一郎 …3A  
—不良債権処理・平成16年度終結— (昭42経済卒)
3. 需要創出型の構造改革への提言……………経済学部教授 島田晴雄 …5A  
—豊かで安心な高齢化社会の支え— (昭40経45経博卒) (内閣府特命顧問)
4. 学校法人会計基準の問題点解明……………公認会計士 森重榮 …7A  
—基本金など元協会副会長の提言— (昭34経済卒)
5. 米国会計不信と企業統治の改革……………公認会計士 青木雄二 …9A  
—エンロン破綻と企業改革法— (昭42経済卒)
6. 「中小会社の会計基準」について……………公認会計士 柳澤義一 …13A  
—シングルスタンダードに向けて— (昭54経済卒)
7. 協会集合研修専門委員長の活動……………公認会計士 市村清 …15A  
—継続的専門研修担当理事に就任— (昭55経済卒)
8. 〈社中交歓〉
  - ①新国際会計基準の設定について……………公認会計士 矢農理恵子 …17A  
—国際会計基準審議会へ出向して— (平5経済卒)
  - ②国際会計基準審議会の最新情報……………公認会計士 山田辰巳 …19A  
—日本の国際会計基準への新対応— (昭51商学卒)
  - ③公認会計士の税務業務の問題点……………公認会計士 小見山満 …21A  
—協会・租税担当常務理事の提言— (昭52経済卒)
  - ④公認会計士・監査業務の独立性……………公認会計士 高森啓至 …23A  
—厚生部・業務部担当副会長就任— (昭38法学卒)
  - ⑤会計士補の受験と大学院進学は……………公認会計士 市川克也 …25A  
—大学院における教育を経験して— (平4経済卒)
  - ⑥塾出身女性の14年合格迄の努力……………公認会計士 濱田環 …27A  
—公認会計士監査業務に従事して— (平10政治卒)
9. 通算31年間の士補合格首位堅持……………公認会計士 西野清 …29A  
—1970年～2002年迄の33年の間で— (昭22経済卒)
10. 義塾の近況について—平成14年から— …塾員センター …34A
11. 資料・企業会計の信頼確保の新潮流 …三田会編集局 …35A
12. 第2次試験年別合格・10大ニュース …三田会編集局 …36A

## 改革なくして成長なし年頭所感 －不良債権処理・平成16年度終結－



内閣総理大臣 小泉 純一郎

公認会計士三田会会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。

小泉内閣が誕生して一年八ヶ月。この間、「改革なくして成長なし」との信念のもと、私は一貫して構造改革に取り組んで参りました。

今直面する最重点の課題は、厳しさを増す環境にある日本経済の再生です。戦後の日本の目覚ましい経済発展は、先人達の知恵と工夫によるすぐれた仕組みによって支えられてきました。これが現在の経済社会には必ずしもふさわしくないものになっています。持続的な経済成長を実現するためには、この構造を改革していく以外に途はありません。「官から民へ」、「国から地方へ」の流れを加速し、活力ある民間と個性ある地方が中心となった経済社会を実現します。

成長の足かせとなっている不良債権の問題については、その処理を加速し、平成十六年度には終結させます。同時に、雇用対策や中小企業経営のセーフティネットに万全を期すとともに産業の再生を進め、デフレ克服と経済活性化に向けて全力で取り組んでまいります。

厳しい財政事情が続くなか、財政規律を維持しつつ、将来の発展につながる分野には予算を重点配分し、改革を加速していきます。

税制についても、経済社会の構造変化に的確に

対応した「るべき税制」の構築に向けて、貯蓄から投資への流れをつくるわかりやすい税制など、多年度税収中立の考え方方に立って一・八兆円程度の先行減税を含めた税制改革を進めます。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革も進めています。これまで実現困難といわれていた特殊法人改革、道路関係四公団の民営化、郵便事業への民間参入などについて、改革を実施する法律が順次成立し、一部は来年度予算に反映するなど、改革は実行の段階に移っています。

「稚内から石垣まで」を合言葉に、地方の知恵と個性をいかして魅力ある社会づくりを進めるため、全国で都市再生を進めています。地方の自主的な判断に基づく規制改革を進める構造改革特区は、今年の春にも第一号が誕生します。さらに、日本の各地の観光資源をいかし、国際観光を振興し、全国レベルで国際交流を進めたいと思います。

改革がめざすのは、国民一人ひとりが安心して暮らすことができ、未来に夢と希望が持てる社会を築くことです。

仕事と子育ての両立を支援する「待機児童ゼロ作戦」をさらに進めるとともに、職場や地域ぐるみで子育てを支援する取り組みを強化する「少子化対策プラスワン」を総合的に展開します。これにより、少子化の流れを変えて、次代をになう子供を安心して産み育てることができる環境を整備していきます。

交通安全対策を充実して、安全な社会の実現を目指します。

食品リサイクルなど循環型の社会の仕組みを広めてゴミゼロ社会の実現に努め、燃料電池車などの低公害車の普及を進めるなど、環境と経済発展の両立をめざします。

国土が狭く、資源に乏しい日本の最大の財産は、優秀な人材と高い技術力です。昨年ノーベル賞を

受賞した小柴昌俊さんと田中耕一さんは、「ノーベル賞級の研究者は日本にたくさんいる。」と話しておりました。東大阪では、地元の中小企業が集まって「人口衛星」の開発に取り組んでいます。失敗を恐れず、自信と希望を持って、挑戦していく心。これを大切にしていきたいと思います。

外交政策では、国際協調を基本に国益を踏まえ、主体的な役割を果たすとの姿勢を貫いてまいりました。

北朝鮮との関係については、北朝鮮を国際社会の責任ある一員としていくことが、日本にとっても国際社会にとっても必要です。拉致事件の被害者ならびに家族の皆様の立場を踏まえ、支援と真相解明に努めるとともに、米韓両国とも連携しつつ、核開発問題の解決など北東アジアの平和に向けた努力を粘り強く積み重ねてまいります。

テロリズムとの闘いやイラクの大量破壊兵器開発問題など国際社会共通の課題に対しても、国民の安全と安心の確保に万全を期すとともに、国際社会の一員として、日本の役割を積極的に果たし、世界の平和と安定に貢献してまいります。

各国の首脳との率直な意見交換を通じて、国と国との信頼関係を構築していくことの重要性を強く認識しています。今後も、米国や近隣諸国を始めとする各国との友好関係を築いてまいります。

国家の発展のために不可欠なものは、自らを助ける精神と、自らを律する精神です。日本の大きな潜在力をいかし、経済を再生し、自信と誇りに満ちた日本社会を築いていくために、本年も搖るぎない決意で改革を進めてまいります。

公認会計士三田会会員の皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げるとともに、本年が皆様一人ひとりにとって実り多い素晴らしい一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

平成15年1月1日 内閣総理大臣 小泉純一郎

### ●平成15年度予算の政府予算案決定される

12月20日の閣議に平成15年度予算の財務省原案が提出され各省庁に内示された。政策に充てる一般歳出は47兆5922億と今年度当初予算比0.1%の微増にとどまった。公共投資は同3.7%削減、2年連続の緊縮予算で景気下支えに不安を残した。景気停滞と減税で税収が16年ぶりの低水準に落ち込み、国債発行額は過去最高の36兆円台に達した。

平成15年度予算の政府予算案決定に向け塩川財務相と各閣僚による復活折衝が22日行われた。

この日の閣僚折衝で配分が決まっていなかった調整財源五百億円の使途がすべて確定、24日の臨時閣議で予算政府案を正式に決定した。

●財務省予算原案		14年度当初比	
一般会計	81兆7891億円	0.7%	増
歳 税 収 入	41兆7860億円	10.7%	減
その他収入	3兆5581億円	10.4%	減
入 国 債	36兆4450億円	21.5%	増
<hr/>			
歳 一般歳出	47兆5022億円	0.1%	増
出 国債費	16兆7981億円	0.8%	増
地方交付税等	17兆3988億円	2.3%	増
<hr/>			
●財政投融資計画	23兆4115億円	12.6%	減

歳入不足を補うため、国債の新規発行額を拡大、当初予算としては過去最大の発行額となる。国債増発で予算規模（一般会計）に占める国債の比率（国債依存度）は44.6%と戦後最高になった。

首相は今年度迄新規国債発行の「三十兆円枠」を掲げていたが、今年度の補正予算で同枠を突破、15年度予算では国債発行の数値目標は断念した。

財政投融資は四年連続のマイナスで1987年度以来16年ぶりの小さな規模に縮小した。

財務相は、20日の閣議後の記者会見で、「(資材などの)単価見直しを通じて、行政の質を落とすことなく経費の節約を徹底した」と説明するとともに、「メリハリを明確にし、社会保障関係費や科学技術振興費に厚く配分した」と強調した。

# 需要創出型の構造改革への提言 —豊かで安心な高齢化社会の支え—



経済学部教授 島田 晴雄

●誤解された改革の意図—「改革なくして成長なし」と唱える小泉政権では構造改革がキーワードだが、その構造改革がなにを意味するかについて誤解と混乱があるようと思われる。

小泉首相は日本経済のさまざまな資源が有効に活用され成長の活力が生まれてくるような改革を意図している筈だが、世間では特殊法人の改革と不良債権の処理が強調されてきたため、こうした改革を遂行するにはまず「景気対策を優先すべし」とか「痛みの先の姿が見えない」といった批判が出る。また需要不足の経済で供給サイドの「構造改革はデフレを助長する」という批判も強まる。

小泉政権は「五百三十万人雇用創出計画」のような需要創出型の構造改革構想を最初に提示していたのだが、その位置づけが不十分だったため構造改革の意図が正しく理解されてこなかったように思われる。需要創出型の構造改革とは経済社会の潜在需要を顕在化させるような商品を提供しやすくする構造改革である。

五百三十万の計画の例で言えば、サービスに対する人々の潜在需要（ウォンツ）を顕在需要（ニーズ）に転化する新しいサービス産業を、規制改革などの構造改革で支援して、発展させ雇用を創出することである。

日本経済は、たしかに、現在、デフレに歯止めがかからないほど、需要不足不況に陥っている。しかも金融や財政など伝統的なケインズ型の需要創出策は行き詰まっている。さらに、長期的には、人口減少が見込まれるため、潜在成長力も大幅に

減殺されるという見方が多い。これらが日本経済の将来展望を著しく悲観的なものにしている。

日本経済には、需要がけん引する新しい成長の可能性はないのだろうか。伝統的な成長会計で分析すれば労働力投入の減少はたしかに成長の可能性を低めるだろうが、過去の経済成長の分析結果は成長要因の大半が労働投入よりも技術進歩や資本・労働の生産性上昇にあったことを示している。

とすれば、これから日本経済に、新しい技術進歩や生産性の上昇を引き起こす可能性があるかどうかが問われなければならない。

●潜在需要の顕在化促す—ポスト工業化段階に、入った日本経済が、その潜在成長力を実現するには、これ迄の工業化時代の、高度成長経済で確立した技術や商品ではなく、これから高齢成熟社会の潜在需要を顕在化させる技術革新やビジネスモデル、そして制度改革が求められる。

ところが、今日の日本の最大の問題は、新しい歴史的段階に入った経済社会のウォンツをニーズに転化させるための経済システムや経営モデルの思い切った革新ができないところにある。

なぜ、必要な自己改革ができないのか。

それはかつての「成功」を実現した産業、行政政治、社会制度、メディアなどの複合構造があまりにも強固に確立したため、システムのみならず思考そのものが固定化されてしまっているからであるように思われる。

日本のこうした不適応は個人の膨大な貯蓄や金融資産が蓄積されている一方で、何千万人という生活者が将来不安を抱えて満たされない毎日を送っているという特異な矛盾に明瞭に表れている。

高齢者のケア問題はその典型だ。現在日本では二百九十万人の老人が要介護認定を受けているが、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群など手厚い補助のある施設でケアを受けられるのは七十万人に過ぎない。要介護者が毎年十万人以上も増加していくのに、社会福祉法人が補助金の殆どを吸収してしまう旧来の仕組みでは財政制約のもとで施設の増加は二万人分程度に過ぎない。子育て支援も同様で、現在一万三千カ所の高基準の公立保育園と約一万カ所の補助の厚い社会福祉

法人の保育園で百八十万人が保育を受けているが、財政制約でその増加は限られる。高学歴化の下で女性の社会進出意欲が高まっているが、都市部では保育サービスが極端に不足している。子育て期の労働力参加が現在の五割から先進国並みの七割になるにはあと百五十万人分の増加が必要である。

最大の不安は住宅問題である。日本には現在、四千四百万家計に対して五千百万戸の住宅があるが中古住宅市場が、未整備なため大半は市場価値がつかず転売できない。高度成長時代以来の持ち家政策が住宅の流通を軽視したツケである。

高齢化社会では多くの人々が加齢に応じて住まいを変える必要があるが、家が売れず減価することが深刻な将来不安の根因になっている。

こうした不安不便は、それを解決するサービスさえ提供されれば、それを購買する顧在需要に、転化し、産業や雇用が創出されます。

高齢者ケアや保育で、規制や保護が、撤廃されれば、民間企業が参入し人々の膨大な潜在需要は巨大なサービス産業に転化するだろう。そうなれば補助金は本当の社会的弱者の支援に集中できる。

上述の「五百三十万人雇用創出計画」は、規制改革によって人々のウォンツに応えるサービス産業を発展させ雇用創出をめざす。需要創出型構造改革の具体例である。この計画は空想でも楽観でもなく、製造業、農業、建設業などの雇用減少を補い、女性・中高年の潜在労働力を就業機会を、提供する必要不可欠な現実的政策案である。

●高度な技術が成長の基盤に一需要創出型の構造改革は、新たな時代のウォンツに応えることで、日本の可能性を最大限に引き出し、上記のような新しい技術進歩と、要素生産性の向上により、新しい成長と、国際競争力を生み出す知恵である。

「改革なくして成長なし」とは特殊法人改革と不良債権処理だけではなく、過去の構造と思考の制約から自らを大胆に解き放ち、未来に向けて、日本の潜在力を最大限に開花させようとする意志と知の潜在力を最大限に開花させようとする意志と知恵を意味するものと、考えるべきである。

●大都市の人々受け入れる特区構想の提案－東京など大都市で働く多くの人々は非人間的な生活に

耐えながら急速に高齢化しつつある。この人々にも健康的で自然に恵まれた生活をする権利はある筈だがアクセスがない。一方、一見凍死しそうな全国の地方には豊かな自然と健康な環境がある。

この二つを結びつけることができれば、日本の高齢社会は世界でも最も健康で豊かな社会を実現できる筈である。現役生活に区切りをつけ大都市から移り住もうとする人々にとって最も重要な条件は、安心と健康である。

これから時代の地域の発展を左右するのは、人々を誘致する競争力であり、そのためには住宅と健康情報の整備が鍵を握る。政府はいま、全国に特区構想を呼びかけているが、全国各地の政策関係者や事業家達が、大都市の人々を招き入れる、このような環境条件を整備するために特区を構想されることを提案したい。

●観光・医療分野を探る『生活産業創立研究会』(座長=島田晴雄内閣府特命顧問)が初会合。

具体的には①公有地で民間業者が低料金の老人ホームを運営する「安心ハウス」の促進②ネットワーク型子育て支援サービスの拡大③観光情報の提供体制の見直し・長期休暇の取得促進策など、広範な分野について議論。新たな産業発掘と雇用機会の拡大につながるような、政策提言を目指す。

●国交省など実証実験・予約会員制タクシーを、日本交通など、東京のタクシー大手四社と組み、「生活支援輸送サービス」の実証実験を始めた。

タクシーを高齢者の移動支援事業と位置づけているのが特徴で。実験では、高齢者を中心とした百人を上回るモニターに、買い物や役所での手続き代行など、付加価値の高いサービスを提供する。発案者の内閣府特命顧問の島田晴雄慶大教授は、利用客数増には新規需要の開拓が大切としている。

●札幌市「タウンミーティング」－雇用をテーマに坂口厚生労働相・島田晴雄内閣府特命顧問らが出席、顧問は税収だけでは歳出の半分しか、まかねえず国債発行が七百兆円近くに延びる中で、これ以上の財政出動は困難な国の事情を説明。狭い選択肢の中で雇用を創出していくためには国民の望むサービスやニーズを民間の知恵や資金で事業化し易くする構造改革の実施しかないと訴えた。

# 学校法人会計基準の問題点解明 —基本金など元協会副会長の提言—



昭34経済卒  
(公認会計士) 森 重 積

## 1. はじめに

学校法人会計基準は制定以来30年余が経過した。この間いろいろな問題点が指摘され批判を受けながらも、私立学校の会計基準として実務に確実に定着してきた。しかし長い間、問題点が指摘されながらも改善案が実施されなかったため、今日においては矛盾点が大きくなり、計算書類のうちの貸借対照表が会計の常識を逸脱したものとなっている事態に至っている。この小論は、このような状態を一刻も早く改善するための議論の参考にして戴くために筆をとったものである。

## 2. 基本金をどのように考えるか

学校法人会計基準の問題点として第一にあげられるのは、言う迄もなく基本金についてである。

現行の基準は第2節の第29条で基本金の概念を規定し、第30条で基本金への組入れ、第31条で基本金の取崩しを規定している。第29条は「学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとしてその帰属収入のうちから組入れた金額を基本金とする」と規定し、第30条で「学校法人は次に掲げる金額に相当する金額を基本金に組入れるものとする」として第1号から第4号迄の種類の資産について基本金組入れを規定している。基本金が難しいとされる第一がこの29条の概念規定であり、実務上の問題点が第30条の組入れである。第30条は第1号から第4号の資産の金額に相当する金額を基本金に組入れるものとしており、この金額が第29条の“維持すべきもの”的内容である。次に基本

金への組入計算は、第1号から第3号迄の実体資産の価額と第4号の大蔵の裁定によって計算された金額によって行われる。したがって基本金の金額は組入れられた後は組入対象資産との関連性は遮断され、第31条で限定的に容認されている取崩しの場合を除いては減少することはない。このことによって生じる問題点については後に触れる。

学校法人は企業や財団法人のように出資金による出資ということが存在しないため持分という所有概念がない。従って学校法人が永続的に教育研究活動を継続してゆくために、消費しない資産を保有し、それに見合うものを貸借対照表の正味財産の中に基本金として保持しようとする考え方は当然に首肯できる。しかしこの“維持すべきもの”をどのような内容と計算尺度で決めるかが問題である。つまり上記の第30条で規程されている組入対象資産の範囲と組入額が妥当であるかどうかということである。基準で定めている具体的な内容は次の通りである。

第1号基本金=設立当初とその後に取得した教育用固定資産の価額。

第2号基本金=計画に基づいて将来取得する教育用固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額。

第3号基本金=基金として継続的に保持して運用する金銭その他の資産の額。

第4号基本金=恒常に保持すべき資金の額。

このうち第1号については後述することとして、第2号については“将来取得する固定資産の取得に充てる”という将来計画に基づくものであるから、その金額基準と実施時期について恣意が介入する余地があるので、これを組入対象とすべきではないという議論があるが、その計画に合理性があり、学校経営者が自らの計画を遵守するという前提が成立すれば、計画期間中の各期において、確保された資金の額を基本金に組入れることは、期間消費収支の状況を適正に示すことになり、これを組入対象とすることは妥当であると考える。

第3号については特に問題はないが、第4号の恒常的支払資金は、運用財産の中の流動的な資金について、大臣の裁定によって所用額として算出

し、これを“維持すべき”基本金とするのは理論的ではないと思う。問題は基本金の中で最も重要な第1号である。先に触れたように、第1号基本金は組入時は対象固定資産の価額であるが、それ以後は対象固定資産の価額の変動とは切離され、第31条の規程による取崩しが行われない限り基本金の額は固定化される。その結果どのような事が起っているか。「基準」制定以来30年余が経過し、組入対象となった固定資産は老朽化し、処分や廃棄等が行われて実在しないものも多くなっている。実在しても減価償却が進んで帳簿価額は著しく少額となっている。一方に於いて、この間、順調に成長し、規模の大きくなった学校法人は教育研究施設を充実し「基準」に従って基本金組入を行った結果、基本金の額が貸借対照表の資産総額を上回っている事態が発生している。これを簡単な数字例で示すと貸借対照表は下記のようになる。

(借方) 資産の部	1000	(貸方) 負債の部	600
		基本金の部	1200
		消費収支	
		差額の部	<u>△800</u>

合計 1000 合計 1000

このような状態においては、消費収支計算書においても帰属収入から控除される基本金組入額が多額となるため、毎期の消費収支差額は支出超過となり、当然に繰越収支差額も多額となり、消費収支の均衡も損なわれてくるのである。

これは全て基本金の組入方法に原因がある結果である。このように貸借対照表も消費収支計算書も、異常な数値を示すような状態になってまで“基準”による基本金の組入れを続けることが正しいことなのか。否である。

私は、学校法人が“維持すべき”基本金は、組入対象資産の増減に連動した額でよいと考える。

これを等式で示せば、組入対象資産の帳簿価額=基本金となる。従って組入対象資産の取得・取替更新・売却・廃棄・減価償却等によって帳簿価額が増減した場合は、これに連動して基本金も変動させることになるので、会計処理を行うにあたって難しい判断も不要で、恣意の介入する余地もない。全ての学校法人で統一的な処理が行われるの

で学校間の比較も容易になる。また、基本金は常に組入対象資産の帳簿価額を反映したものとなるから複雑・難解という批判からも開放されるであろう。

### 3. 基本金の組入れについて

紙数が足りなくなってきたが、消費収支計算書において基本金組入額をどのように処理するかという課題がある。特に企業会計になじんだ日からみれ現行基準のように帰属収入から基本金組入額を控除して消費収入の額を算出し、この額から消費支出に充当した差額を消費収支差額とするのはおかしいという批判が多い。つまりこのような計算構造の消費収支計算書は毎期の経営効率の判定や業績測定の機能を失っているという批判である。帰属収入は負債以外の全ての収入であり、企業会計上の資本と収益も混在しているので、本来ならば基本金となるべき収入を特定して基本金とすべきと思われるが、それでは“維持すべき”基本金には到底不足するので、学納金等を含めた帰属収入合計から組入額を控除せざるを得ない。

14年3月19日、日本私立大学連名から報告された「学校法人会計基準への提言」では、帰属収入から消費支出を控除して「基本金削除前差額」を算出することを提案しているが、この差額は帰属収入から不純物を取り除かなければ業績評価の物差しとはなり得ないと思う。

私は、学校法人会計に基本金概念を取り入れるとすれば、消費収支計算書の基本構造は現行の儘とせざるを得ないと考える。ただ、それでも消費収支差額は何を意味するかという疑問があるとすればそれは帰属収入から基本金組入という資本取引を控除したものを消費収入と定義し、そこから消費支出に充当した差額であると答えるよりほかはない。

今回この小論の筆をとるに当たって、基本金についての考え方を改めて教えて戴いたのは先輩の村山徳五郎先生がJICPAジャーナルへ寄稿された「学校法人会計基準の行方」である。厚く御礼申し上げると共に私の考え方が、先生のお考えにそわない点についてはご寛容を乞う次第である。

# 米国会計不信と企業統治の改革

—エンロン破綻と企業改革法—



昭42経済卒  
(公認会計士) 青木 雄二

## 1. エンロンの破綻

### 破綻の内容とその影響

2001年12月、米国で売上高第七位の総合エネルギー会社エンロンが連邦破産法第11条の適用を申請し破綻した。2001年度秋の二度にわたる過年度財務諸表の修正を発表し、これを契機に株価が暴落、資金繰り悪化を回避するための買収交渉等が決裂し、この数ヶ月で株式時価総額約700億ドルの下落をして、過去最大の破綻となった。

決算修正の内容は、利益第一主義に走り、倫理観を失った経営者と企業風土のもとで、特別目的法人（SPE）とデリバティブを組み合わせた損失の飛ばしであり、さらに利益相反取引とインサイダー取引も組み合わされた異常なものである。同社は2000年の売上高1,007億ドル、総資産655億ドル、純資産115億ドルと報告していた。財務諸表の修正は当初13億ドルであったが、2002年の4月には140億ドルの資産の評価減が必要で、今後の調査でさらに80億ドルから100億ドルの評価減が見込まれると発表した。

また、ストック・オプション制度が、経営者が利益を粉飾し、株価の高いときに売り抜けることができる問題点をこの事件は浮き彫りにした。

この破綻は、影響する分野の広がりと質の面で米国の威信を傷つけ、米国資本主義の大きな見直しの契機になった。この破綻は、1930年代の大恐慌の反省から生まれた資本主義・市場経済への各種規制と、その後の規制緩和からなるチェック機構が状況の変化に対応できず、十分機能しなくなっ

た事実を象徴している。

### 取締役会の機能

米国の取締役会は、株主に代表される利害関係者（ステークホルダーズ）の利益を保護する目的を持ち、企業活動を監督する機能、即ち執行責任を行う経営幹部の登用・解雇・その報酬の決定・財務の監査をする権限を持っており、その構成は社外取締役をかなり含むものである。エンロンの取締役会にも、優秀とされる社外取締役が複数入っていたが、その不正を見抜けなかった。

### 監査人アーサー・アンダーセンの崩壊

会計監査の目的は、企業の財務諸表が一般に公正妥当と認められた会計基準に従って適正に作成されているかどうかをチェックすることである。とりわけ上場企業の監査は、資本及び金融市場が成り立つための必須の基盤である。

エンロンの会計監査を担当したビッグ・ファイブの一つ、アーサー・アンダーセン（AA）はエンロンという顧客一社の破綻で自らも崩壊した。

AAは2000年にエンロンから2500万ドルの監査報酬のほかに、コンサルティング報酬2700万ドルを得ていた。しかも、エンロンに関する文書をAAがすべて破棄していたことが判明した。監査調査書は監査人が自己の監査に問題がなかったかどうかを立証する重要な証拠となるものであり、AAの信用は一気に失墜した。

AAは信頼回復に向け、他の会計事務所との合併交渉を進めたが、損害賠償問題があり何れも失敗した。更に有力顧客が監査人を他のビッグ・ファイブに変更しスタッフが退職する動きが出た。海外拠点もそれぞれライバルのビッグ・ファイブと統合することになり、多国籍企業の顧客の要望に応えられなくなり、崩壊へと突き進んだ。日本での提携先である朝日監査法人もその提携事務所をKPMGに変更する契約を締結した。

もともと会計事務所は監査・税務・経営コンサルティングの三本柱で運営されてきたが、IT化の進行が経営コンサルティングを急速に拡大させ、監査を遥かに越える存在になった例もある。コンサルティング部門としては、監査部門と同じ組織にいることが独立性の問題で逆に制約になり、各

部門が分離する流れになっていった。しかし、デリバティブ等複雑な金融取引が増加する中で、監査上の相談とコンサルティングとの区別自体が微妙なため、どこで線引するか今後の課題である。

#### 会計基準への影響

会計基準も資本主義・市場経済を円滑に運営するための必須の基盤であり、企業の財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状態を示す財務諸表を、如何に作成するかの基準である。この基準は、経済取引や経済社会の変化により絶えず見直し、作り変えていくものである。

エンロン破綻を契機に、SPEやデリバティブを多用した企業、会計基準が確立されていない取引を抱える通信業界、M&Aの費用の処理等に疑惑を持たれた企業の株価が下落し、ワールド・コムも7月に破綻した。このため会計基準設定の改革の方向性が打ち出され、原則の基準に立ち返り詳細な規定や例外、代替的方法を少なくする方針が出された。また懸案事項であるSPEやストック・オプション等の決定の迅速化も打ち出された。

#### 金融機関・機関投資家の加担

金融機関に内在する利益相反や貸し手責任の問題がある。エンロン破綻に至るいくつかのSPEを使った簿外取引に、多くの名門金融機関や機関投資家が資金の提供を含め深く関わっていた。また証券アナリストがエンロンの株式を破綻寸前まで推奨していたことや、逆にエンロン株に警戒意見を出したアナリストが、投資銀行部門から圧力を受け退社させられていた事例等が見られた。

#### 政界

エンロンは政界、特に、ブッシュ政権に多額の献金をしていた。チェイニー副大統領を長とするエネルギー政策チームが2001年5月に発表した新エネルギー政策は、業界の意向を大きく受け入れたものであり、会計監査院が面会記録の公開を求めた。この分野はまだどう展開するか不明である。

#### 確定拠出型年金（401k）

多くのエンロン従業員は職を失った上に、401kプランに投資していた自社株（投資総額の57%）が大暴落し、二重の打撃を受けた。401kプランには従業員の自社株売却を制限する条項があり、

これが被害をさらに大きとした。資産総額に占める自社株の保有比率の制限をはじめとする改革法案が検討されている。

#### 2. ワールドコムの倒産

2002年6月、長距離通信第2位のワールドコムが、2001年度について38億ドルの粉飾決算があつたことを発表し、株価が急落して7月21日連邦破産法第11条の適用を申請した。同社は2001年の売上は350億ドルながら、総資産は1,070億ドル、負債410億ドルとエンロンをはるかに上回る規模であった。当初発表された粉飾の内容は、主に他の通信会社の回線アクセス権を確保するための手数料を営業費用としないで資産計上していたものである。更に8月に入り33億ドルの追加の粉飾決算を発表した。この他、同社には大型合併で生じた営業権や無形固定資産の評価減相当額506億ドルを抱えていると言われている。

#### 3. 企業改革法（Sarbanes-Oxley Act）

エンロンの破綻の原因究明と再発防止策の策定に向けて、SEC、FBI、IRS、司法省、上下両院議会等が動き、2002年7月末に厳しい規制と厳罰主義が盛り込まれた企業改革法が施行された。企業ガバナンスの改革として、企業や監査人等に対する規制強化と取締役会の機能改善の組み合わせからなり、利益相反に関する規制が設定された。

そのタイトルは次のように構成されている。(1)公開会社会計監視委員会（PCAOB）、(2)監査人の独立性、(3)企業の責任、(4)財務開示の強化、(5)アナリストの利益相反、(6)SECの人員・予算と権限の拡大、(7)調査及び報告、(8)企業の刑事不正の責任、(9)ホワイトカラーの犯罪に対する罰則強化、(10)法人税申告書、(11)企業の不正と責任。

公認会計士業界はこれまで自主規制により業界規制が行われていたが、同法は自主規制を否定し、法制、検査及び厳罰処分がかなり厳格になされる見込みである。新法は新規のより詳細な各種規則を作りあげるためのフレームワークであり、新法に関する多くの不明確な事項については、今後SECあるいは新しく設けられるPCAOBによる解説及び説明が必要である。

#### 企業に影響のある事項

**①監査委員会の役割と責任**：公開会社の取締役会の下部組織である監査委員会の構成員はすべて会社から独立した役員であること。そのうちの1名は財務に関するエキスパートであることを開示する。監査委員会の役割は外部監査人の業務についての監視、すなわち監査人の選定、監査報酬の決定、監査人による監査及び非監査業務の監視（非監査業務の事前の承認を含む）である。また、監査人は監査委員会に次の事項を直接報告しなければならない。(1)全ての問題があると思われる会計方針と会計処理、(2)経営陣と討議された一般に認められた会計原則の範囲内での財務情報の代替的処理、代替的開示や処理を採用することによる派生的影響、監査人が望ましいと勧める処理、(3)監査人と経営陣との間でかわされた全ての重要な書簡（改善勧告書、修正されなかった要修正事項等）。

**②内部統制に係る報告書**：年次報告書に経営陣による内部統制に係る報告書が求められ、(1)財務報告のために、適切な内部統制の確立と維持は経営陣の責任であること、(2)内部統制と財務報告に係る手順の有効性についての評価が記載される。また、監査人はこの評価をテストし、報告することが求められる。

**③新たな情報開示項目と企業統治**：年次及び四半期の報告で重要なオフ・バランスシート取引と非連結法人との関係を開示する。上級財務役員に倫理規定を適用しているかどうか、およびその規定の内容の開示を要求する。CEOとCFOによる宣誓書によってその責任が明確化される。この宣誓書には(1)年次及び四半期報告書について署名者がレビューしたこと、重要な誤謬が無いこと、及び全ての財務報告書は適正に作成されていること、(2)内部統制の維持と確立に責任があり、その有効性について評価を行ったこと、(3)監査人と監査委員会に対して、重要な内部統制上の不備や従業員による不正について報告したこと等が記載される。

**④オフィサー、ディレクターに関する新たな規制と責任**：(1)執行役員、取締役及び主要株主による自社株式の取引について適時に報告（会社のウ

エブサイトにも開示）し、(2)会計原則に重要な違反をして財務諸表の修正再表示が要求された場合、CEO/CFOが受け取った賞与や、自社株式売却益の返還を要求し、(3)執行役員や取締役による退職年金プランの閉鎖期間中における自社株式取引の禁止、(4)彼等へのほとんどの貸付を禁止する。

**⑤不正に対する制裁に関する新規定と内部告発者の保護**：証券取引に係わる不正、ERISA（1974年従業員退職所得保障法）規定違反、連邦機関により調査中の書類の破棄・偽造に係る刑事罰の制定と強化、不正、詐欺、市場操作等証券法違反事例に関する法的時効の延長、内部告発者の保護等が規定された。例えば、(1)インサイダー取引等の証券詐欺には最長25年の禁固刑、(2)粉飾決算には5百万ドルの罰金または最長20年の禁固刑、(3)捜査に絡む書類の改竄・廃棄には最長20年の禁固刑が科される。

**⑥会計監査の過程における不適切な誘導の禁止**：執行役員や取締役あるいは全ての部下は重要な誤謬のある財務諸表を作成してはならない、監査人に対して詐欺的に操作を行うことや、誤解を生むような行為をしてはならない。

#### 会計事務所の運営及び会計事務所と監査顧客との関係に影響のある条項

**①PCAOB (Public Company Accounting Oversight Board) 公開会社会計監視委員会の設置**：会計事務所の自主監視機関として公共監視審議会（POB）がAICPAから独立した組織としてあったが、2002年3月に解散した。これに代わるPCAOBはSECの監督下で運営される組織であり、委員は広範な責任を持つ5名からなる。PCAOBは広範な次のような権限を持つ。(1)公開会社に対する監査及びその他の証明業務に関する基準（品質管理や独立性に関する基準を含む）を制定する（監査基準委員会のような職業専門家組織の発行する基準を採択することも可能）、(2)会計事務所とその職員を調査・規律するための規則を策定する、(3)投資家を保護するために必要と思われるその他の機能を果たす、(4)大手会計事務所に対し、年次検査あるいは品

質管理のレビューを実施する、(5)公開会社の監査に従事する会計事務所、パートナー及び専門職スタッフを検査し懲戒する権限を有する、(6)公開会社を監査する会計事務所はPCAOBに登録することが強制され、その際、事務所運営に関する詳細なデータの提出及び証言要請に対し協力することに同意することが要請される。登録後はこれらの更新が求められる。

- ②監査関与先に提供できるサービスの制限：特定の非監査サービスを「登録会計事務所」が監査関与先に提供することは違法行為に該当する。また、禁止サービスの範囲はほぼ現行のSEC規則に沿っていて、次のようなものである。(1)記帳代行、(2)財務情報システムの設計と導入、(3)鑑定及び評価業務、(4)保険数理業務、(5)内部監査アウトソーシング業務、(6)経営管理者機能または人事業務、(7)ブローカー・ディラー業務、投資アドバイザー、または投資銀行業務、(8)法律業務及び監査に関連しない専門家業務、(9)PCAOBが決定したその他の業務。禁止業務の範囲を広げなかった理由は、非監査業務を通じてクライアントの事業活動に関する理解を深めることができるものがあること、さらに監査業務の質が、監査業務に不可欠な非監査業務の専門家を抱えることによるコスト上昇を通じて、低下することという懸念があることの二つである。
- ③関与パートナー等についての新たな制限：関与パートナー及びレビュイング・パートナーは5年間で交代する。クーリング・オフ制度（監査関与先のCEO/CFO/コントローラー等にある者が監査実施前1年の間、会計事務所にあり当該企業の監査業務に従事していたこと等の制限）を導入する。

- ④新たな内部統制に関する報告書についての証明：経営者が実施した内部統制の評価の妥当性について報告書を作成する。それには次の事項を含める。(1)発見事項、(2)取引を正確かつ公正に反映した会計帳簿の保持についての評価、(3)適切に承認された取引が記録されている会計帳簿に基づき財務諸表が作成されていることについての合理的な心証があること、(4)重要な内部統制

上の不備の記載。また、内部統制上、重要な準拠性違反がある分野を報告する。

- ⑤外国会計事務所への影響：SECに登録する外国企業（日本企業は約30社）や、SECに登録する米国企業の監査の重要な部分（例えば日本の子会社）を担当する米国以外の会計事務所にも新法が適用される。この点について、日本公認会計士協会は日本国政府（金融庁）に対し、日本の法律を無視すること、日本の主権侵害であり、国際条約に反するものであると米国政府（SEC）へ伝達するよう要請した。

- ⑥会計士業界等に対する調査：(1)会計検査院は1989年以降の会計事務所の統合・寡占化の理由とその影響に關し調査する。(2)会計検査院は監査担当会計事務所の強制的な交代制度につき調査する。(3)会計基準のあり方につきSECは現行の細則主義から原則主義への移行につき検討する。(4)SECと会計検査院による、投資銀行や財務アドバイザーがエンロンやグローバル・クロッピング社の崩壊に果たした役割の調査を行う。

#### 外国の動き

この企業改革法は米国に上場する外国企業にも適用される。厳罰主義に加え、米国流のコーポレート・ガバナンスを要求することに対する戸惑いも大きく、日本の経團連は2002年10月に外国企業についての適用除外を要請した。欧州企業にも同じ動きがあり、米国での株式上場を取り止める動きも出てきている。

#### 4.まとめ

エンロンやワールドコムの破綻は、従来の社会のチェック機構が利益第一主義に走り倫理を失った企業の暴走を止められなかった歴史的事件である。それに対応した動きにつき企業改革法を中心概観した。文明社会の崩壊はその内部の腐敗から始まると言われている。社会のチェック機構の枠組みは再構築されたが、それと共にピューリタニズムに代表される倫理の復活が、この資本主義社会の今後の存亡を分ける鍵になると思われる。

注・筆者は、中央青山監査法人代表社員。

# 「中小会社の会計基準」について —シングルスタンダードに向けて—



昭54経済卒  
(公認会計士) 柳澤 義一

## ■「中小会社の会計のあり方」／なぜいま研究が必要なのか

私は、日本公認会計士協会（以下JICPA）の本部理事として、中小企業庁の「中小企業の会計に関する研究会」に専門委員として参加し、同時にJICPAの「中小会社会計のあり方に関する会計制度委員会専門委員会」に副委員長として参加した。

本稿では、今、注目を集めている中小会社の会計のあり方と会計基準について私見を述べたい。

本来、企業の会計基準に大企業も中小会社もないはずである。

ただ、会計基準の運用の面において大企業の属性に適したもの、中小会社の属性に適したものという具合に会計処理のバリエーションはある。

これは従来から変わらない構造であろう。にもかかわらず、平成14年6月にJICPAより「中小会社の会計のあり方に関する研究報告（経過報告）」が、中小企業庁の研究会から「中小企業の会計に関する研究会報告書」が相次いで公表された。

日本税理士会連合会においても同様な研究報告が出されにわかにこうした中小会社の会計というもの的研究が行われるようになったのはなぜか。

制度的な動きとして、商法の改正によって、計算書類をインターネットによる電子的開示ができるようになったということがあり、このような方法により中小会社でも簡単に決算公告することができ、同時に不特定多数の人達が計算書類の閲覧が容易になることから、それには当然にシングルスタンダードによる計算書類の作成が必要である。

しかし、実際は、中小会社の場合、税法の規定さえ守っていればよいといった誤った認識もあり、かなり混乱しているといわざるを得ない。

そこで、あらためて中小会社の会計のあり方というものを考える必要性が出てきたのである。

もちろん、これは計算書類を利用する側のことだけを考えているわけではなく、適正な計算書類の作成は中小会社自身の成長発展のためにも不可欠であるが、このようにもともとあるベーシックな問題を商法改正を機会に、改めて取り組んだということである。

## ■二つの報告／日本公認会計士協会の「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」と中小企業庁の研究会から「中小企業の会計に関する研究会報告書」について

両方の作成に参画した者として、これら報告について述べる。JICPA研究報告には、中小企業庁、日本商工会議所、財団法人財務会計機構からもオブザーバーの参加を仰ぎ、11月には最終報告が理事会で決議されている。

その内容は、当然のことながらシングルスタンダードを前提におきながらも、会計基準の運用面において、中小会社の特性、属性と言うものを考慮の上、税法の取り扱いを参考にしながら、簡便的な処理、省略的な処理を認めている。

これは、決して安易な会計処理を認めようと言うものではなく、むしろ、中小会社の特性、属性から考えて、どのような会計のあり方であるべきかという研究報告である。

一方、中小企業庁も6月に報告書を発表した。この中小企業庁の研究会には、中京大学の小川学長を座長とし、早稲田の加古教授、東大の江頭教授、筑波大学の弥永教授をはじめとする会計、商法各学者が11名も参加し、また実業界から私のほかに日本商工会議所などの各種団体、日税連、中小企業診断士など総勢32名というものであった。（実は中小企業庁の担当課長の北川氏も塾の一年後輩ということがわかり、JICPAジャーナルの座談会の際には改めて親交を持った次第である。）

JICPAの研究ではシングルスタンダードとすることで、アプローチ論については、すんなり進ん

でいたのに対して、この研究会においては、入り口のアプローチ論、すなわち、新しい会計基準を作るための研究なのか、現在の会計基準を前提としたあくまでも運用の研究なのか、という議論に相当な時間を割いた。

ただ、結果として発表された研究報告には一切、会計基準という文言は使っていない、と言うことは、会計基準の議論ではないというスタンスに立ち、中小会社にとって、望ましい会計のあり方を研究する、しかも、現行の会計基準の中から、中小会社にふさわしいものを、抽出していくと言うものであり、これは、まさに、JICPAが主張しているシングルスタンダードのアプローチと同じになっている。

#### ■なぜ、シングルスタンダードなのか

なぜ、シングルスタンダードなのか？現在の実務に携わる会計の専門家から見れば、言わずもがなの議論ではあるが、実は会計基準に対するアプローチ論は、やや神学論争的なところはある。

ただ、実務的には明解で、もし、同じ経済社会に生きる企業にとって二つの基準が、同居するとしたら、一方はA基準、かたやB基準ということでは、まさに情報の作成者と利用者のどちらにとっても、実務上混乱することは必至であろう。

たとえて言えば、同じ道路を走っている車に対して異なったふたつの交通規則、左側通行と右側通行があったのでは、交通社会が混乱してしまうことと同じであろう。さらに、A基準、B基準となった場合に、一流と二流のような区別になってしまうことにも危惧がある。

中小会社は甘い基準でよい、というようなイメージとなってしまったのでは、かえって中小会社の信用を失墜させてしまうことにもなりかねない。また、中小会社といえども常に発展して大企業となる可能性を秘めている。産業界におけるベンチャー企業育成こそが日本経済の活性化の原点とまで言われている昨今、その点から見ても二つの基準を作るということは、まったくそれに逆行する動きとも言える。

日本の戦後の経済の発展を支えたのも、中小会社であり、それが日本経済の特徴であるということを忘れてはならない。

#### ■中小会社にとっての簡便的、省略的な会計処理

とは

では、中小会社にとっての簡便的省略的方法とはどんなものか。具体的には、すでに会計基準の中に明確に規定しているようなものと明確には規定していないが、会計基準の趣旨と公正なる会計慣行から判断して認められるような処理とに区分できる。例えば、前者は退職給付における300人以下の簡便法であったり、各種の重要性の原則の適用の明文規定である。

後者については、貸倒引当金や減価償却計算における税法の規定の利用などがあげられる。

いずれにせよ、それらを上手に利用することにより、シングルスタンダードのもとで、中小会社にとって、画一的で信頼性が高くかつ恣意性を排除し、また経済的にも合理的な会計処理を行うことができる。

#### ■国際的動向と今後の対応について／大会社から中小会社までトータル的に日本の正しい会計のあり方に関して公認会計士の役割はますます重要！

国際的な観点からしても、シングルスタンダードアプローチが望ましいのは論を待たない。

国際会計士連盟IFACの中小会社会計基準研究会(SMEChairsMeeting)においても明確に結論付けている。わが国において、短絡的に中小会社用の別の基準を作ろうなどという動きにならぬよう、十分働きかけて必要があろう。

万一、そのようなことになれば、国際的な視点からも、日本の会計が特異なものになってしまい、国際社会からの評価も下がることは必至である。

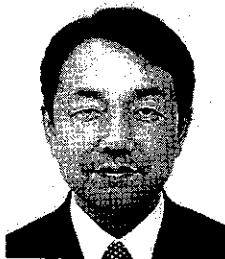
いずれにせよ、JICPA研究報告と中小企業庁の報告はあわせて、日本の中小会社の会計のあり方にに対する啓蒙的な存在となるよう関係各所と協力しながら、アピールしていくべきである。

そして、ややもすると、公認会計士は、大企業ばかり見ているという誤解があるがそうではない。

多くの公認会計士は、中小会社を指導する業務を行っており、大会社から中小会社にいたるまでトータル的に、日本の正しい会計のあり方に関して、公認会計士の役割は、ますます、重要な立場をいくであろう。

注・筆者は、日本公認会計士協会理事。

## 協会集合研修専門委員長の活動 —継続的専門研修担当理事に就任—



昭55経済卒  
(公認会計士) 市 村 清

平成13年7月に日本公認会計士協会の理事に就任以来、継続的専門研修制度（以下CPEという）担当の一法師信武・常務理事の下で、集合研修専門委員会委員長として、協会の主催する研修会を担当することとなり、約1年半が過ぎました。

集合研修専門委員会は、以前は研修委員会といわれていた委員会で、奥山章雄会長の体制となった平成13年7月より平成14年4月からのCPEの義務化をにらんでCPE協議会が設置され、その下部組織にある専門委員会です。

集合研修専門委員会は、協会本部が開催する研修会を担当し、定期的に開催される通常研修会、重要な答申等が公表された都度実施される随時研修会および年に一度開催される研究大会を主な活動範囲としています。

委員は、私を含め現在16名で、経営研究調査会、租税調査会から各1名、東京会、近畿会、東海会、四国会から各1名、その他本部の委員からなっています。

委員長就任以来、ただ、がむしゃらに、研修会ができる限り良いものに、できる限り会員に研修の機会を提供できるようにと努力してきたつもりですが、なにぶん経験もなく空回りしていたことも多かったかと反省しています。

1年半でようやく当専門委員会の活動にも慣れてきたこの時期に、このように西野大先輩から執筆を依頼していただいたのは、今後の研修を、どのように実施してゆくのが良いのか、しっかり考えよ、との意味かを感じております。

私なりに、当専門委員会の活動上検討すべき事項を考えてみたので、ランダムに紹介させていただければと思います。

### ・研修テーマの選定

研修テーマの選定は当専門委員会の重要な業務にひとつですが、従来はトピックなテーマを重点的に取り上げるとともに、どうしても監査および会計のテーマの偏ってしまうという傾向があったように思います。注意しなければならないことは次の4点と考えています。

- 1) 研修対象（大法人の会員でなく、中小法人および個人の会員を研修の主たる対象にしている）
- 2) 重要なテーマの関しては基本的なことも繰り返して実施すること。
- 3) 難解なテーマに関してはランク別の研修を行うこと。
- 4) 公認会計士の本業である監査関連の重要項目はたとえ参加者が少なくとも実施してゆくこと。

### ・倫理研修

倫理の研修は、テーマとして最も重要なものです。しかしながら、倫理の研修をどのように実施してゆくべきかについては、なかなか良い案が浮かびません。CPE協議会としては倫理の研修内容をどのようにしてゆくかを決めるプロジェクトチームを作って検討を進めています。

まずは、事例研究から始めて、今後、どの様に実施してゆくのが望ましいかについては、更なる検討を行ってゆく必要があります。

### ・研修スケジュール

現在は、通常研修会を年5回実施するスケジュールで活動しています。具体的には夏季・秋季・冬季・新春・春季であり、各会とも3日間で最高18単位取得が可能のように設計されています。

ここでの問題点は

- 1) 通常研修会はこの5回でよいのか。
- 2) 実施時期は現在のまま問題ないか。
- 3) 全体のボリュームは足りているのか。  
等かと思います。

### ・テレビ会議システムの遠隔研修

昨年度よりテレビ会議システムを使った研修会を行っており、東京で開催している研修会を同シ

ステムを使って12地域会に同時に配信する体制となっています。

この方法をできる限り細かな単位まで広げてゆくのが今後の課題かと考えています。

とりあえず今年度はいくつかの県会単位の配信をおこなってゆき、来年度は希望のある県会に広げてゆくよう体制を整える準備をしています。

また、配信方法に関しても、現在のテレビ会議システムにとらわれず、ADSL、衛星放送等技術の進歩と予算に応じてより良いものに変更してゆければと考えています。

#### ・研修会の参加料

平成14年度から、通常研修会の参加費用は2時間当たり5千円だったものを3千円に変更いたしました。従来より5千円は高いとの声が多かったので、できる限り低く押さえたつもりです。

CPEにおいては原則受益者負担とのコンセプトの基で研修会の参加料を徴収することになっています。なるべく低い参加料に抑えるよう努力はしておりますが、現在の予算からはこの金額で目いっぱいといった感じです。

これは、ひとえに、出席者の人数によります。もし現在の出席者が倍増すれば、2千円くらいに引き下げるのも可能となります。できるだけ出席していただければと思います。

#### ・地域会からの発信

現在、通常研修会は、東京で開催するものをテレビ会議システムで12地域会に配信しています。

地域会からは「何故地域会から発信することはできないのか」「いつもモニターばかり見ていては効果があがらない」等の意見も聞きます。

技術的には地域会の会場で行う研修を全国に配信することも可能であり、今後は試験的に数テーマをそのような形で行うことも検討中です。

また、東京で行った研修に対し地域会から質問を行うことも技術的には可能ですが、とりあえず現在は混乱を避けるため、東京会場の質問しか受け付けていませんでした。この件についても現在検討を行っています。

#### ・地域会との関係

本部主催の通常研修会は、CPE協議会のもとで

計画的に実施されると共に、その開催も受益者負担を原則として、参加料を徴収して実施しています。

一方で、地域会の実施する研修会は基本的には地域会独自に自由に実施することができ（年間計画の提出は必要となります）、その費用負担も地域会で自由に決めることができます。

結果として地域会開催の研修会参加費用と本部主催の研修会参加費用が同じ内容の研修であっても、異なる結果となることが珍しくありません。

地域会によっては、研修会は原則無料で行っているケースも多々あります。この調整は、今後の大きな課題と感じています。

また、研修内容に関する本部と地域会の連絡も十分であるとはいえない部分もあり、同様の研修が同時期に実施されることもありました。この点も注意を払う必要があると考えています。

#### ・研究大会

研究大会は、地域会と本部が協力して開催する協会の重要な行事の一つであり、会員の日頃の研究成果を発表する大切な機会です。

毎年、多くの会員に参加していただき、成功裏に終わっていると自負しております。

私としては、この研究大会をもう少しアカデミックなものにできたらと考えています。

毎年、研究大会用の論文を募集していますが、はっきり言って応募論文数は多いとはいません。

どのような形にしたら、より多くの論文が集まり、さらに研究内容も高度のものになり、毎年の成果が着実に残るものになるかの、十分な検討が必要と考えています。

また、せっかく研究大会を地域会で開催するので、地域会あるいは協会のために、もっとうまい利用方法がないか、研究してゆくべきでしょう。

思いつくままに、検討事項を並べてみましたが、もっとも大事なことは、会員全員がCPEの所定単位を取得することであり、委員会としては、会員の希望に添ったテーマの研修をできる限り提供することと考えています。

今後とも努力してゆく所存ですので、何かご希望ご意見等ありましたら、遠慮なく、ご連絡いただければ幸いです。

# 社中交歓

## 新国際会計基準の設定について —国際会計基準審議会へ出向して—

平5経済卒  
(公認会計士) 矢農理恵子

私は、平成11年3月より平成14年2月までロンドンの国際会計基準審議会（IASB）へ出向し、テクニカルスタッフの一員として働いていた。IASBの存在は知られていても、テクニカルスタッフについてはあまり知られていないようなので、この機会に皆さんにお伝えしたいと思う。テクニカルスタッフの仕事を通じて、国際会計基準の設定の実態が、少しでも皆さんに伝われば幸いである。



一言でいえば、テクニカルスタッフは理事会をサポートする立場にある。理事会は基準の設定権限をもち意思決定を行う機関であるが、テクニカルスタッフは意思決定のために十分な資料を理事会へ提供し、どういう基準を作るべきか理事会へ提案する。

現在IASBでは約20人のテクニカルスタッフが働いている。テクニカルスタッフのほとんどはプロジェクト・マネージャーという肩書きだが、会計事務所からの出向者はプラクティス・フェローと呼ばれる。出身国は様々で、アメリカ、イギリス、フランス、スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランド、ロシア等からのテクニカルスタッフが働いている。テクニカルスタッフのほとんどは、会計事務所で働いた経験をもっており、また各国の基準設定団体で働いた経験をもつ人もいる。会計事務所からの出向者はシニアマネージャー

クラスあるいはマネージャークラスである。

テクニカルスタッフの主な仕事としては、理事会の準備、基準や公開草案の作成・改訂、およびコメントレターの集計・分析が挙げられる。以下、それぞれについて説明する。

### (1) 理事会の準備

理事会の準備として重要なのはAgenda Paperと呼ばれる資料の作成である。Agenda Paperとは理事会での議論の基礎となる資料であり、会議の前、一定の期日までに理事会メンバーに送付する必要がある。テクニカルスタッフにとっては、このAgenda Paperを期日までに完成することがプレッシャーとなる。理事会メンバーに十分な事前準備の時間を与えるために、所定の期日までに、Agenda Paperを送付する必要がある。

### (2) 公開草案や基準書の作成・改訂

基準の決定権限は理事会にあるが、実際に基準を書くのはテクニカルスタッフである。

理事会メンバーの様々な意向をくみとりながら実際の基準等を作成する。

流れとしては、基準や公開草案に盛り込むべき内容を理事会が決定した後にテクニカルスタッフが草案を作成し、理事会メンバーに送付して、コメントを求める。理事会メンバーから寄せられたコメントを検討して草案を改定し、今度は投票用草案として理事会に送付する。

各理事会メンバーは、その投票用草案の公表に賛成か反対かに関して投票することになる。

このプロセスはそう簡単に進まないことが多い。というのは各理事会メンバーのコメントを草案に反映させていくプロセスに時間がかかるためである。例えばA氏がある箇所の記述に反対した場合、A氏を満足させるためにその箇所を改定する。すると改定された箇所について今度はB氏が反対するといった事態が考えられるためである。

このようなことが起こらないようコメントの反映には注意を払い、複数のメンバーから相反するコメントが寄せられた場合は話し合う必要がある。単なる言葉の問題を超えたコメントが出てきた場合、つまり草案の実質的な内容に関わるコメントが寄せられた場合には、必要に応じて理事会全体で話し合う。

公開草案や基準は、総てテクニカル・ダイレクターやリサーチ・ダイレクターのレビューを受け、また、エディトリアル・ダイレクターによって、校正される。IASB独特のスタイルもあるため、このように何人のレビューが必要なのである。

### (3) コメントレターの集計・分析

公開草案は広く一般の意見を求めるために公表するものなので、興味があれば誰でもIASBに意見を送付することができる。寄せられた意見をコメントレターと呼んでいるが、コメントレターを集計分析するのはテクニカルスタッフの仕事である。寄せられるコメント数はプロジェクトによって異なるが、少ない場合は30通、多い場合は200通以上のコメントが届く。

テクニカルスタッフはコメントレターを全て読んで内容を要約するだけでなく、寄せられたコメントを受けて公開草案の内容を変更する必要があるかどうかを考えて理事会に提案する。反対意見が多いというだけでは内容を変更する理由にはならない。理事会が過去に検討しなかったような新たな視点や問題点がコメントレターによって浮上した場合にのみ、内容を再検討する必要がある。

コメントをまとめる際には賛成者何名、反対者何名、という集計を行うことが多い。これはおおよその反応を見るために行うが、そのような集計結果は額面通りに利用することができない。なぜなら、同一内容のコメントレターが多数送られてくることがあるためである。例えば産業界が強く

反対している場合には、キャンペーン目的で多数の企業が同一の文面のコメントレターを送付してくれることがある。またコメントレターの中には賛成か反対かはっきり書かれていしたものもあり、そのコメント送付者が賛成しているのか反対しているのか判断が必要なこともある。このような事情があるため、IASBでは「賛成者何名、反対者何名」といった分析結果を公表しないのである。

コメントレターの分析・集計は非常に骨の折れる仕事であるが、基準の作成に不可欠な手続であり、重要な仕事のひとつである。テクニカルスタッフの仕事のサイクルは大体以下の線になる。

- (a) Agenda Paperの作成
- (b) 理事会でのプレゼンテーションの準備
- (c) 理事会でのプレゼンテーション・ディスカッション
- (d) 理事会の議事録等の作成
- (e) 理事会の決定に基づいて基準や公開草案を書き直し、理事会の決定に基づいて追加調査を行って次回以降の理事会用にAgenda Paperを作成  
要は、テクニカルスタッフはAgenda Paperの作成および基準・公開草案の書き直しに追われるということである。英語を書いていることが多いということになるだろうか。

最後に、英語について触れておくと、IASBではイギリス英語を使用している。何をもって「イギリス英語」と呼ぶかについては議論の余地があるが、IASBでは少なくともイギリス式のスペルを使用している。副詞の位置やwhere, when, ifの使い分けについては担当者によって意見が異なるのが実情である。いずれにしても、国際会計基準は国際的に使用されることを意図しているのだから、英語を母国語としない人々にも、分かりやすく、読みやすい英語を書く必要がある。

注・筆者は、中央青山監査法人（研究センター）勤務。

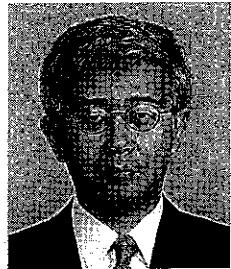
# 社中交歓

## 国際会計基準審議会の最新情報 —日本の国際会計基準への新対応—

昭51商学卒  
(公認会計士) 山田辰巳

### 1. はじめに

国際会計基準審議会(IASB)が2001年4月から活動を始めて2002年末で19ヶ月が過ぎた。この間に会計基準を巡る世界の状況は、大きく変化した。



本稿では、その現状を紹介するとともに、これら世界の変化に対応するためにわが国のあり方を考え直す必要があることを指摘する。また、本稿では、従来「IAS」と呼ばれてきた「国際会計基準」を今後は「IFRS(国際財務報告基準)」と呼ぶこととする。

### 2. IASBの目的

既に広く知られていることではあるがIASBの究極の目的は、高品質の国際的に認められた1組の会計基準を設定することにある。そして、そのような会計基準が国際的に資金調達を行おうとする企業の財務諸表の世界標準となることが予定されている。投資家にとっては、投資先の所在国の会計基準についての知識を持つ必要がなくなり、IFRSに関する知識を有していれば、世界中の企業の財務諸表を理解することが可能となる。この目的は決して絵空事ではなく、IASBの発足以来、の目的を達成するためのアクションプログラムが次々とスタートし、会計基準の国際的な統合化に向か、本格的な検討が予想を遥かに越えるスピードで進展している。

後述するように世界は、会計基準の統合化を短期間のうちに達成するため、本格的に動き出しており、このことを十分理解しておく必要がある。

### 3. 2005年への展開

2005年は、会計基準の国際的統合化にとって画期的な年となるであろう。欧州では、EU域内の上場企業約7,000社の連結財務諸表に2005年1月からIFRSを強制適用することを正式に決定した。約7,000社もの企業がIFRSを適用することにより、2005年以降EU内ではIFRSが財務諸表の作成標準となる。EU内で上場しているわが国企業にはこの規定の適用はないものの、比較可能性の点から見てIFRS以外の会計基準を採用した財務諸表での資金調達は、不利となる可能性も考えられる。

もう一つの動きは、米国SECで起こっている。2000年5月に証券監督者国際機構(IOSCO)は、国際的な資本市場で資金調達する企業の財務諸表の作成基準としてIFRSを支持することを表明しているが、その際同時にIOSCOのメンバー国が、IFRSで作成された財務諸表を自国で受入れるための所用の対応をすることでも合意している。

これを受け、世界最大の資本市場を有する米国ではIFRS受入れのための検討が行われてきたが、エンロン事件等のためその検討が遅れてきた。しかし、欧州でのIFRSの利用が2005年に開始することを受けて、2005年をめどにIFRSに基づく財務諸表を米国市場でも受け入れるための準備を開始している。

また、オーストラリアやニュージーランドでは、自国の会社法を改正し、2005年以降(ニュージーランドでは2007年以降)すべての企業にIFRSを強制適用する予定である。このほか、従来はIFRSを受入れていなかったカナダもIFRSを含む先進国との会計基準で作成された財務諸表の受入れに向けた検討を開始している。

# 社中交歓

さらに、アジアにおいては、これまでシンガポールやマレーシアではIFRSが自国基準として受け入れられてきていたが、最近は、中国や韓国がIFRSに準拠した自国の会計基準を作成し始めている。ただ、中国や韓国ではIFRSをそのまま受け入れるのではなく、わが国と同様、IFRSの内容に沿った自国の会計基準を作成している点がEUやオーストラリア等（これらの国ではIFRSを修正することなくそのまま自国基準とする）とは異なる。

これらの動きを総合してみると、2005年以降IFRSに基づく財務諸表の受け入れが、欧米そしてオセアニア地域において、一気に拡大することが読み取れる。

## 4. IASBとFASBの統合に関する合意

2002年10月29日、IASBとFASBは、今後両者の会計基準に存在する差異をなくし、両者の会計基準の内容を統合化していくための合意を公表した。この合意では、両者の会計基準の互換性をより高めるため、次の4点を推進していくことが確認されている。

- ①米国会計基準とIFRSとの間にある、さまざまなか差異を削除する目的で、短期的な統合化プロジェクトに着手する。
- ②2005年1月1日時点で残っている両者の会計基準の間の差異を、両者の将来の作業計画を調整することを通じて取り除く。すなわち、差異のある項目それぞれについて、両者が個別かつ同時にプロジェクトを開始して検討する。
- ③現在遂行している共同プロジェクトを継続して取り進める。
- ④両者のそれぞれの解釈指針設定組織が夫々の活動を相互に調和させることを促進する。

この合意は、今後米国会計基準とIFRSがほぼ同じものになっていくことを意味しており、IFRSを用いる欧州の資本市場と、米国会計基準を用い

る米国の資本市場がより一層互換性を高めることを示唆している（このような動きを欧州委員会やSECも歓迎している）。

このほかIASBは、米、英、独、仏、加、豪（ニュージーランドも含む）、日の8カ国から構成される「リエゾン国」の会計基準設定主体と緊密な連携を図ることを最重要課題と位置付け、これらの国と定期的な会合を持っている（リエゾン国会議）が、FASBとの統合化の動きとは別に、そこにおいてもリエゾン国間の会計基準の差異を取り除くための統合化プロジェクトが進められようとしている。

このような動きは企業活動及び資本市場のグローバル化を受け、IFRSを中心に会計基準の世界的な統一化が目に見えるゴールになってきたと言え換えることができる。このように、現在、主要な資本市場を有する米国と欧州との会計基準の統合化とそれ以外の主要経済地域間の会計基準の統合化が同時に進行している。しかもその統合化は、文字通りの統合化を意味し、できるだけIFRSとの差異を除去することが意図されている。

## 5. わが国の対応

このような会計基準の国際的な統合化の動きを踏まえ、わが国はどのように対応すべきであろうか。2002年に規則が改訂され、米国市場で米国会計基準の連結財務諸表を利用している日本企業はその財務諸表をそのまま有価証券報告書で利用することができることとなった。これは、わが国が国際的な会計基準を受入れる方向を示したものと理解できる。会計基準の統合化は避けられない方向である。わが国は、今後IASBでの会計基準作りを批判するだけではなく、投資家及び作成者の両者の立場を満足させる高品質の会計基準を作るための建設的な提案を行っていく必要があろう。

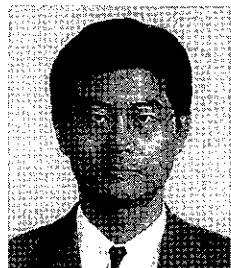
注・筆者は、国際会計基準審議会理事。

# 社中交歓

## 公認会計士の税務業務の問題点 —協会・租税担当常務理事の提言—

昭52経済卒  
(公認会計士) 小見山 満

公認会計士が行なう  
税務業務に対し本部  
(日本公認会計士協会)  
が力を入れている点に  
改めて、着目して戴く  
意味から本部の現状に  
ついてご紹介したい。



本部では、公認会計士の業務毎に分野を分け、夫々、常務理事を配置して会務遂行に当たらせており、私は租税を担当していますが、実は多くのボランティア会員に支えられています。

全国から集まる会員は独立した事務所の方が多いのですが、交通費実費しか支給されていません。でも、百名を越える会員が「公認会計士の税務」を研究し検討し続けています。

本部で租税を扱っている委員会を、租税調査会と称していますが、私が、租税を引受けた際に、奥山会長にお願いしたことが一つありました。

それは「公認会計士は税務の専門家でもあることを、もっと、一般の方々に理解して貰いたいので租税調査会から対外部へ、より積極的にPRさせて戴きたい」ということでした。

ここに、租税調査会の解説を通し、本部の税務活動の内容につき説明することにします。

### 1. 租税調査会の目的

当初、租税調査会が設置された目的は会員への租税に関する有用な情報を提供することでしたが、今日の公認会計士の業務を考えると、単に会員向けの調査会に止まらず、広く一般社会の人にも、

「公認会計士は税務の専門家」であることを知って貰うことであり、租税の研究を深め、その成果を公表し、また税制に対する専門家としての意見を述べるのも重要な目的となってきたのです。

#### 2. 租税調査会の組織ー

租税調査会には全体会がありそれは全国の地域会の租税担当者により、構成されている意思決定機関で、この全体会で承認を得られない限り、日本公認会計士協会としての租税に関する活動ができないこととなっています。全体会の下には6つの専門部会があり前述のように約100名の専門委員の会員が、研究や検討を重ねています。

各専門部会は月に1~2回開催されます。専門部会員は、30才代前半から60才代までという広い年齢層に跨り、自らが研究していたことや、専門部会で検討課題となり宿題として、検討してきたことについて他の委員より専門的な意見や経験談が紹介され討議されます。従って専門部会は常に勉強の場でもあり、また、他の現場で生じている問題などの情報交換の場ともなっています。

各専門部会の活動内容は、次の通りです。

#### ①法人税専門部会

法人税法に関する事案を担当している専門部会は、一般企業のみならず、公益法人などの非営利法人の収益事業や消費税なども担当しています。最近は時価の問題に対する研究を始めています。また、日本公認会計士協会が毎年公表する「翌年度の税制改正に対する要望書」の原案をも検討しています。

#### ②資産税専門部会

不動産などに関する税金を資産税と称し、法人税と所得税の一般分野と切り離して取り扱っています。この専門部会では個人や法人の土地等取引(例えは譲渡・交換など)や、贈与税・相続税について研究を重ねています。最近は相続税率の引

## 社中交歓

下げや、生前贈与を多くさせることで、経済活力の活性化をしようと言われていますが、この専門部会では2年以上前から検討していました。

### ③組織再編成専門部会

企業の組織再編成を円滑に行い時の流れに合った姿にしていくためにも、租税のサポートが重要であるとの観点から、設立された専門部会です。今から4年以上前から連結納税制度の日本への導入を検討し、2年半前には研究報告を纏め公表しました。財務省にも多くのアドバイスをしてきたのもこの部会です。本年は金庫株などの商法改正点を中心に組織再編についての税務面の課題を検討し、公表しました。

現在は、国税庁から税の専門家として連結納税税制に対する意見を述べてほしい旨、依頼を受けていることに対するまとめ作業を行っております。

### ④国際租税専門部会

ボーダーレス化の進む経済社会にあって、日本の税制における国際取引上の課題や租税条約の問題点、さらには海外の税制と比較した時の日本の特徴等を研究しています。14名からなる専門部会は一部を除く殆どの専門部員が海外経験者であり、現在も第一線で活躍している情報豊かな人材で構成されています。専門業界で国際分野でこのように研究をしているところは日本公認会計士協会のみで、今年は既に日米租税条約に対する意見書と電子商取引に関する課税上の取扱いを研究報告として公表しました。前者は日本の国際租税専門誌に全文が掲載されて高い評価を得ると共に、後者は出版社より、より詳しい内容を出版物にして出版したい旨の連絡を受けるに至っています。最近は、株式を中心とした国際的な組織再編等も研究対象にしています。

### ⑤CDROM専門委員会

公認会計士が仕事を、より手際よく、行なえる

よう、監査・会計・税務の3分野の規則や原則をCDROMに納めると共に、共通の用語や事象で検索できるようにしました。出版社との協力体制の下で行なわれているこの作業は、監査・会計・税務の総てに精通している公認会計士の実務家にしかできないものであり、この検索機能の編集ノウハウは公認会計士しか持っていないものです。

規則や原則の変更が度重なることから、3ヶ月に一度更新されることになっています。

### ⑥租税相談部会

会員の業務上の税務に対する質問に適格に回答すべく、日本公認会計士協会では国税庁・国税局で働かれていた経験豊かな税理士の方に相談員になって貢っています。相談部会ではこれら相談員と会員の関係を、より密接にし、相談内容の一部を支障のない範囲で会員にJICPAジャーナルを通して紹介しています。

### 3. 対外的活動

租税調査会では、各専門部会での研究報告をJICPAジャーナルホームページを利用して社会に公表し、公認会計士がいかに税務の専門家として、租税研究や業務を行なっているかを知って貢えるよう活動しています。また、税制改正の要望書を纏め、自民党をはじめとする政党、財務省、金融庁、経団連等に直に説明をして、日本公認会計士協会の税制に対する考え方・主張を理解して戴く努力をしています。更らには公認会計士の資格で税務業務が行なえる許可会計士の会員のサポートをしています。

一般的な租税は、会計を基礎にその計算方法が決定されており、公認会計士と租税とは切り離せない関係にありますので今後も、税務の研究と共に公認会計士の行なう税務業務の周知に努力していきたいと思っております。

注・筆者は、日本公認会計士協会常務理事。

# 社中交歓

## 公認会計士・監査業務の独立性 －厚生部・業務部担当副会長に就任－

昭38法学卒  
(公認会計士) 高 森 啓 至

### 1. はじめに

私は、平成13年6月の定期総会において、日本公認会計士協会東京会の副会長に就任しました。東京会は関東甲信越地域の1都9県を管轄しており、またその会員数は1万2千名、全国の会員の3分の2を占める大所帯です。このように管轄エリアが広範囲に亘るため、毎年各県持ち回りでブロック会議を開催していますが、平成14年度は山梨県の甲府で山梨県知事、甲府市長、甲府商工会議所会頭を来賓に迎え開催されました。この会議の内、特に、東京地方裁判所第20部の、園生隆司総括判事による「民事再生法の実務知識について」の記念講演会は大好評でした。



新しく施行された民事再生法に於ける監督委員(弁護士)の補助者たる調査委員は、公認会計士または監査法人に限られるため、民事再生事件に係る公認会計士の役割が、脚光を浴びています。

また、東京会として東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会のご協力を得て、倒産5法や民事再生法の研修会を都合3回開催しましたが、平成14年4月1日から全会員に義務付けられたCPE(継続的集合研修制度)の影響もあり、こちらも大盛会でした。

### 2. 東京会副会長の任務

東京会会務で厚生部・業務部を担当しています。厚生部は、会員の福利厚生、慶弔、表彰、健康

管理、親睦等を目的に活動していますが、我々、公認会計士は現場往査、棚卸立会等により国内外を含め工場、支店等への出張の機会も多く、「身体が資本」的な側面もあるため、会員の健康管理が一番大切な事だと思っています。

また、業務部については、公認会計士の業務の普及、業務拡大、監査業務の充実等を施策に掲げ活動していますが、具体的には、幹事会、業務委員会、公益法人特別委員会、学校法人特別委員会、推薦委員会、審査問題プロジェクトチーム等で行なっています。特に、公認会計士業務のPR、業務推進のため、東京都、関東財務局、東京商工会議所、東京証券取引所、日本証券業協会、東京私立中学高等学校協会、東京都専修学校各種学校協会等の関係諸団体とは定期的に連絡会を開催しています。幸いに、東京会の役員、地区会長、各種委員には慶大出身の先生方が大勢おられるため、常に会務にご協力していただき感謝しています。

### 3. 公認会計士の社会貢献

我々公認会計士は、公認会計士制度50周年を、記念して樹立した「①自己改革②制度改革③社会貢献」をスローガンに、公認会計士としての責任を深く認識し、我が国の経済社会の発展のため、積極的に活動しています。

最近、米国で発生したエンロン、ワールドコムなどによる巨額の粉飾決算事件に端を発した会計不信、株価の下落等の影響が日本にも飛び火し、大きな社会問題になっています。我が国でも、監査の信頼性回復のため、監査基準の改訂、公認会計士法の改正等が論議されていますが、一方で公認会計士の専門的知識、豊富な実務経験等を生かして、従来の商法監査、証券取引法監査等の枠を超えた、新たな社会貢献に踏み出しています。

その第一が、地方自治法の改正により導入された地方公共団体の外部監査です。外部監査は、①

## 社中交歓

都道府県、②政令指定都市、③中核市、④条例により外部監査を導入する地方公共団体を、対象に行なわれています。

外部監査人の資格は地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有するもので、弁護士・公認会計士・税理士等が該当しますが、日本で唯一の監査の専門家であり公正な立場で独立性のある公認会計士が、全国の殆んどの地方公共団体で監査を受持っています。

その第二は、公益法人の外部監査です。平成13年2月9日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会による「公益法人の指導監督体制の充実等について」の申し合せにより、各府省は平成13年度から一定規模以上（資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上）の所管公益法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請し、今は都道府県に対し、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請してゆくこととなり、ここでも、公認会計士は、公益法人の適正化の要請に応えて、積極的に監査に取り組み、社会貢献を果たしています。

### 4. 公認会計士監査の独立性

株式会社は商法監査特例法により大会社、中会社、小会社に区分されますが、会社の規模に関係なく全ての会社に対し、毎年の決算書の作成、株主総会での報告、承認が義務付けられています。

大会社とは資本金5億円以上または負債の額が200億円以上の会社で、会社設立当初のオーナー経営から脱皮し、大会社に成長、株式公開等により資金を外部から調達する頃になると、当然利害関係者も増えてきて決算書をディスクロージャー（公開）する社会的責任が発生してきます。

企業のディスクロージャーについては、商法や証券取引法等で大枠を規定していますが、一般に公正妥当と認められる会計基準、即ち企業会計原

則、商法、財務諸表規則等に基づいて作成された決算書類は、これだけでは未完成です。適正なディスクロージャーの確保のためには、透明性の高い会計情報を作るための会計基準に加え、その情報内容の正確性を担保するため公認会計士の監査が必要となります。即ち、会社の決算書は監査人として適当な専門的能力と実務経験を有し、かつ、当該企業と独立の立場にある公認会計士の監査を受けて始めて一人前の決算書に変身するわけです。

我が国の会計基準は、近年における企業のグローバル化、資金調達の多様化、海外投資家の増加等に対応して、連結決算重視のディスクロージャー税効果会計、退職給付会計、金融商品の時価会計の導入等・国際会計基準との、調和を図りつつ、会計ビッグバンを瀟洒と進めているところですが、ここでも公認会計士監査の信頼性確保のために監査人の独立性の保持が基本となります。

監査の独立性については、日本公認会計士協会の会則や倫理規則等により規制されているところですが、さらに品質管理基準・品質管理レビュー等により、日本公認会計士協会として、自主規制を行なっています。

現在、会計監査の「外観的独立性」確保のため、公認会計士法の改正を視野に入れ①担当監査人の一定期間による交替ルール、②退任した監査人の被監査会社への役員就任の制限、③被監査会社へのコンサルタント業務の禁止等について、検討されていますが、アメリカのエンロン事件等の例に見るとおり、監査の独立性がなければ最先端の会計制度も決算操作の道具となる恐れもあります。

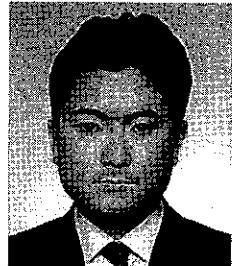
尚、公認会計士の監査結果は、株主や債権者、だけでなく不特定多数の利害関係者に、影響を及ぼすことから、我々公認会計士1人1人が、その社会的責任や公益性を認識し、「精神的独立性」を保持することが重要と思われます。

## 社中交歓

### 会計士補の受験と大学院進学は —大学院における教育を経験して—

平4 経済卒  
(公認会計士) 市川 克也

公認会計士三田会の大先達である西野先生に執筆のご依頼をお受けし、私などが公認会計士三田会の会報に寄稿するなどとは、恐れ多いことですけれども、私の思いますことを、許される範囲内で書かせていただきたいと思います。



なお、私事ではありますが、このたび、金融庁証券取引等監視委員会の特別調査官として、2年間、出向することになり、同じく、慶應義塾大学の大先輩である証券取引等監視委員会委員の野田晃子先生の下で勤務させていただくことになりました。

皆様には、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

数年前、私は、大学院の商学研究科で財務会計の研究をしておりました。

大学院時代は、図書館の地下で、一日中文献を探し、それをコピーして読み、また文献を探して読むという日々を送っておりました。

そこで、黒澤清教授や太田哲三先生などの格調高い文献を読むことができ、当時の会計学者の高い理想に触れられたように思います。

しかし、わが国の大学院は、もちろん全部ではありませんが、やはり封建的な徒弟制度が未だに残っているように思います。

大学院での合宿中、私の指導教官に海辺の砂浜に並ばされ、先生が打つゴルフボールの球を拾うように命じられて、それを2時間も続けさせられたことがあります。

このようなことも現実にはありますので、大学院に進学される際には、指導教官の研究実績だけではなく、そのお人柄もよく考慮されることをお勧めいたします。

大学院と公認会計士第2次試験受験の関係ですが、もちろん大学院に行くことは受験に不利に働くと思います。

しかし、合格後のことを考えますと、大学院で学んだことは何事にも替え難いことになると思います。私は、大学院で研究テーマの選び方、論文の組み立て方などを学びました。一言ではいえませんが、いかに学者が論文の一言一言を真剣に選んでいるか、どのような視点で研究テーマを探されているか、論文の構成をいかに大切にしているかを直に感じ取ることができました。

実務に携わって以来、私は、勤務する監査法人の論文集で優秀賞と最優秀賞をとることができました。また、共著ですが、「証券投資信託の開示実務」、「不動産投信の実務」、「ひとめでわかる金融商品会計」と3冊の本を出版することができました。このことは、大学院での経験が役立ったのではないかと思います。

今後、合格者数が増大するにつれて、競争は激化し、公認会計士についても専門特化することが必要になってくる時代が来ると思います。

それを考えますと、大学院教育は今後の実務家にとって不可欠になると思います。

ただ、私が懸念致しますのは、今の大学院教育

## 社中交歎

は研究者育成機関としての教育が主であって、実務家や社会人のための教育機関という機能が、まだ十分ではないということです。

お亡くなりになられました早稲田大学の新井清光教授の授業で私が覚えておりますのは、「学者は学問だけするのではなく、もっと実務を知らなければならない。」

また、実務家は経験に頼るだけではなく、理論を忘れてはならない。」といふお言葉です。

アメリカでは実務と学問の世界の垣根が低く、実務家が大学の教鞭をとられて実践的な教育をしていると聞きます。

わが国の場合、実務家は学者のやっていることは横文字を縦に直すだけだと批判し、学者は学者で実務家は理論を知らないと批判して互いに交流しない雰囲気があるように思えますが、これでは新井教授が提言された実務と理論の相互発展は、望めないと思います。

国際会計基準審議会理事・慶大出身の山田辰巳先生がご尽力されていらっしゃいますように、今後わが国の会計専門家は世界の会計基準を作り出してリードする位の気概を持たなければ、いつまでたっても何から今まで海外の会計理論を輸入するだけの国になり下がってしまうのではないかと思います。

わが国において今後必要な事の一つは、実務と学問の垣根を乗り越えることではないでしょうか。

慶應義塾大学は、学問の世界と実務の世界の垣根が低い、本当によい大学であると、思っています。制度的な問題はあるかと思いますが、大学院の夜間講座などをもっと開放して頂いて、講座の中でCPE単位などが取得できる機会を増やして

いただけましたら、実務家のよい研鑽の場が与えられるのではないかと思います。

それも、できればゼミ形式で、率直に学者と討論できる場があれば、素晴らしいことだと思います。

そして、いつの日か実務家が実務で問題にぶつかった時、自由に大学に行き来することができ、また、学者が役に立つ考え方を考案した場合、自由に実務界でその力を発揮できるようになるならば、わが国の会計実務と会計理論はもっとよい発展を遂げられるのではないかと思います。

最後に、公認会計士を志望される塾生に、申し上げることいたしましては、受験勉強と学問は、全く異なるということです。

受験勉強はテクニックが一番重要ですが、学問の道に王道はありません。

しかし、学問を志せば案外多くの道が開けていることが、見えてくるのではないか、と思います。

監査法人では、いろいろな仕事の機会に恵まれておりますので、自分に適した面白い専門分野が見つかるのではないかでしょうか。

また、わが国の公認会計士の力は、もっと社会の中で発揮されるべきですし、その能力は十分にあるのだと思います。新しい世界を切り開いていく上で専門教育は不可欠です。

短期的には不利なのでしょうが、長い人生で考えると、一度、大学院の門をくぐるのはプラスになるのではないかと考えます。

末筆ですが、この文章が公認会計士を志望される方々のお役に立てれば幸いです。

お読みいただきまして、ありがとうございます。

注・筆者は、証券取引等監視委員会勤務。

## 社中交歓

### 塾出身女性の14年合格迄の努力 —公認会計士監査業務に従事して—

平10政治卒  
(公認会計士) 濱 田 環

私は、平成14年3月に公認会計士第3次試験に合格した。公認会計士を目指したのは大学在学の2年生のときだったから、6年越しの夢がかなったということになる。

公認会計士になりたいと思ったのは、専門知識を身に付けて自分の自信につなげたい、という気持ちがきっかけだった。しかし現実は甘くはなく、監査法人に就職してから、しばらくは自分の無知・無力を実感し、自信を失う日々だった。

監査法人では、希望したわけではないのだが、一部上場企業およびその子会社の監査チームに配属された。最初は、あまり深く考えずに、のんびり仕事を始めたのだが、すぐに焦りを感じてきた。まず、知識が足りない。第2次試験レベルの知識はあっても、いざ仕事を始めると、知らないことだらけなのだ。次に、クライアントのビジネスを理解していないから、勘定科目の監査をしていても、結局、数字をつなげただけになってしまった。

監査が終わっても、実はクライアントのことを、ほとんど理解していなかった。まさに「木を見て森を見ず」だ。

こんなことではいけない、どうにかしなければ、と思ってはみたものの、簡単には解決しなかった。

知らないこと、わからないことがあればその都度調べるように心がけてはいたが、なかなか、知識が



体系的に身につかない。また、新人だった私には、クライアントの規模が大きすぎて、ビジネスがなかなか理解できなかった。

数字の裏にある企業の実態が、読めない日々が続いた。次第に、自分はもっと全貌が把握しやすい小規模な会社を担当するべきなのではないかと思うようになった。

そんな時、運良く監査法人で大規模な部門再編があり、中小規模の会社を担当したいというかねてからの思いから、企業公開部を希望し、移動した。

新しい部門ではさっそく公開準備中のクライアントを担当することになったわけだが、これがとても、よい勉強になった。

まず、このクライアント向けの勉強会で講師をさせてもらえた。テーマは、決算の組み方から新会計基準にまで至ったので、準備を行う過程で基本的な知識を体系的に理解できた。

次に、規模が小さかったので、クライアントのビジネスモデルを把握することができた。この会社はどこで利益を出しているのか？強みは？弱みは？そういうことがわかると、とたんに数字が、生き生きと見えてきた。

そうか、この会社はこういう仕組みだから、この数字がこうなるんだな、とか、あれ？ここはこの会社ならこうなるはずなのに、なんでこんな数字なんだろう？など、いろいろな「なるほど」と「なぜ？」が生まれてきたのだ。

こういう感覚を持つことは監査人として、非常に重要である。監査をする上でのカンの働き方が全く違うのだ。

また、表示チェックを全体的に任せもらえた。登録申請（JASDAQへの上場申請）をする場合、5年分の決算情報が必要になるので、私は、5年分の証券取引法に基づく開示書類および商法に基づく開示書類を、まんべんなく、チェックすること

## 社中交歓

ができた。前述の大企業の監査をしていたときは、開示書類のうち、一部分のみを任せられることが多く、全体像がわからないまま、有価証券報告書記載例や基礎資料と、にらめっこする日々だったが、この仕事で開示書類チェックに、ようやく自信が持てるようになった。

「木を見て森を見ず」だった私だが「森」のサイズを小さくすることで、すなわち、規模が小さめの会社を担当することによって、一本一本の木が見えるようになった。やっと監査人としての、スタート地点に立てた気がした。

そうこうしているうちに、就職してから3年が過ぎ、専門学校が第3次試験対策講座を開講する季節になった。

私は、迷わず専門学校の試験対策講に申し込んだ。膨大な量の情報をコンパクトにまとめるのは専門学校の十八番だから、それを利用したほうが勉強・時間の節約になるとを考えたからだ。

勉強は思うように進まなかったが、できるだけ勉強したことを実務で実践したいと思い、新会計基準等で自分の担当会社に関係のあることは、なるべく監査が始まる前にひとつおり勉強し、監査現場で自分がその部分を担当するよう心がけた。

働きながらの勉強はやはり大変だったが、会計士補が、約3年間、実務を積んでから試験を受けるのは非常にいいことだと思う。

第一に、3年間の実務で少しづつ身に付けてきた知識を体系的に整理することができる。私の場合は、特に、開示の知識を整理することができた。

第二に、3年間の実務であたることのなかった論点は穴になっているものだが、第3次試験ではほぼすべての論点について勉強するので、知識の補完をすることができる。たとえば、私は連結財務諸表を作成している会社をあまり担当していなかったので、連結は苦手分野だった。しかし、第3次試験の勉

強で一通り勉強したことによって苦手意識は薄れたと思う。

第三に、実務を知って勉強するのと知らずに勉強するのでは大きな差がある。実務を知っていれば一つ一つの知識が生き生きとしてくる。私は社会人になってから、大学には一度社会に出てから入ったほうが良かったと考えるようになった。大学時代には学んだ知識の生かし方がわからず知識をもてあましていたからだ。第3次試験の勉強もそれと同じだ。一度監査の現場で働いて知識の生かし方を知った上で試験勉強をしたほうが、はるかに有意義である。

ところで、話は少しそれるが、第3次試験受験生のあいだでは、有名なジンクスがある。第3次試験は筆記試験に合格すると、口述試験がある。この口述試験は1科目につき、面接官が通常1人なのだが、監査実務のみ2人の面接官がいる。受験生に質問するのは通常1人の面接官だけで、もう1人の面接官は質問しないのが常である。

ただし、受験生の試験成績が合格ラインギリギリである場合を除いて。つまり、2人目の面接官に質問された者は合格黄色信号というわけなのだ（真偽の程は定かではないが）。

そして、私はなんと、この2人目の試験官に質問されてしまった。他の科目でもうまく答えることができなかった私は、もうだめかもしれない、とかなり落ち込んだが、なんとか合格していた。

これから第3次試験を受ける方、2人目の面接官に質問されてしまっても、なんとかなりますよ。

さて、このようにして、私はなんとか公認会計士になれたわけだが、まだまだ修行が必要だと、日々実感している。

知識も、経験もまだまだ足りない。見るべきこと、聞くべきこと、学ぶべきことは、まだまだ、世の中にたくさんある。これからも毎日が勉強だと思って仕事を取り組んでいきたい。

# 通算31年間の士補合格首位堅持

—1970～2002年迄の33年の間で—

## I 公認会計士・会計士補の全国版の現状

(1)公認会計士・有資格者 (14.10.31現在)

試験別	合格者数	死去数等	現在数
①三次試験	124	1,087	14,037
②特別試験	1,042	445	297
③特別試験	1,204	786	418
合計	17,370	2,618	14,752

(2)会計士補・有資格者数 (14.10.31現在)

①第二次試験合格者総数	20,482
②第二次→第三次合格者外	15,196
③第二次試験合格者現在数	5,286

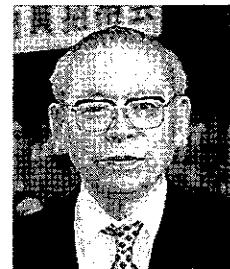
(3)日本公認会計士協会・登録者数 (14.10.31現在)

①公認会計士・有資格者数	14,752
死去・未登録者数等 (-)	434
公認会計士・登録者現在数	14,318
②会計士補・有資格者現在数	20,482
死去・未登録者数等 (-)	15,881
会計士補・登録者現在数	4,601
(内)協会入会・準備会員	4,322
③監査法人・現在登録者数	147
監査法人・公認会計士数	7,053
監査法人・会計士補数	3,446

## II 慶大出身者数・増加推移の現状

(1)慶大出身・協会会員・準会員内訳表 (14.10.31現在)

資格別	全国数	慶應義塾 出身者数	%
①公認会計士 会員数	14,318	2,028	14.2
②会計士補 準会員数	4,322	707	16.4
合計	18,640	2,735	14.7



昭22経済卒  
(公認会計士) 西野清

### (2) 慶大出身者数增加の新記録樹立の続行

①平成14年度において、公認会計士は別表の如く新たに121名（昨年は116名）が登録。また会計士補は新たに183名（昨年155名）が合格。

②公認会計士登録の総累計は2,175名に達し、会計士補の合格数の707名を加算すると、両者の登録合格者数は2,882名で、2,800名の大台を突破した。この内、死亡等による抹消数が累計数で公認会計士147名、会計士補17名。

上記にて現在の公認会計士は2,028名。会計士補707名。合計で2,735名が合格されている。

③平成14年度の第二次試験合格者数は183名（P32別表明細）。本会報のP31の表記載のごとく、慶應義塾出身者が、入所者数等に於て、他の都内有名大学を抑え、その増加数は引き続いて、1975年以来、連続28年間・首位の王座を樹立できた。

④平成元年よりは、14年間連続・三桁の合格数を超える新記録を樹立したこととなる。

⑤商学部会計研究室「会計人への道」による「会計人コース」、91.12の資料を集計すると、出身学校別数は慶大が、1970年以来、通算31年間・首位の王座を独占し続けたことが証明されている。

⑥平成7年度合格者数が、大学卒別で早大と同数となつたが、13年に続き、14年度も、首位の王座を樹立できたので、連続28年間・首位の記録となつた。この記録の流れを、2002年へと、是非共引継ぎ、引き継いでゆく努力が必要である。

公認会計士三田会は、第二次試験受験志向の塾生の環境造りに努力するが、同時に、関係者各位より、更なるご協力を切望しています。



V 廣大出身・会計士補合格数・通算31年間・連続28年間・首位記録一覧表(大学別・補習所入所等)  
●慶大平成年度・14年間連続・三桁数合格達成●(関東地区大学のみ集計)

公認会計士三田会調べ

年次/都内順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	備考
① 昭和45年度(1970)	慶大39	中大29	早大26	東大12	一橋9	明大9	神大8	同大8	横浜7	関大4	
② 昭和46年度(1971)	中大51	早大38	慶大28	明大22	横浜14	東大8	神大8	同大7	京大5	阪市大4	
③ 昭和47年度(1972)	慶大48	中大47	早大32	明大17	東大13	神大11	京大10	一橋9	横浜6	同大5	
④ 昭和48年度(1973)	慶大42	早大30	明大18	中大16	一橋11	東大9	日大8	法大5	横浜2	立大1	
⑤ 昭和49年度(1974)	中大65	慶大61	早大42	明大25	東大10	一橋8	横浜8	法大7	立大5	-	
⑥ 昭和50年度(1975)	慶大32	早大22	中大16	明大16	東大9	日大6	法大5	一橋3	-	-	
⑦ 昭和51年度(1976)	慶大50	早大44	中大29	明大28	一橋14	日大8	法大6	横浜6	立大6	東大5	
⑧ 昭和52年度(1977)	慶大45	早大44	明大30	中大26	一橋13	日大7	東大6	法大6	立大6	横浜5	
⑨ 昭和53年度(1978)	慶大39	早大37	中大34	明大13	一橋6	法大6	東大5	横浜5	立大3	日大2	
⑩ 昭和54年度(1979)	慶大36	早大29	中大23	明大14	一橋9	法大8	東大5	横浜5	立大5	日大5	
⑪ 昭和55年度(1980)	慶大30	早大30	中大27	明大17	一橋9	横浜8	法大5	東大3	立大8	-	
⑫ 昭和56年度(1981)	慶大26	早大24	中大20	明大13	一橋10	横浜7	東大6	法大6	日大3	立大2	
⑬ 昭和57年度(1982)	慶大26	早大18	明大16	横浜14	中大11	一橋8	東大5	法大4	立大4	日大1	
⑭ 昭和58年度(1983)	慶大39	早大34	中大20	明大19	横浜9	法大8	一橋8	東大5	立大5	日大2	
⑮ 昭和59年度(1984)	慶大54	早大40	中大27	明大20	一橋12	横浜11	東大8	法大6	日大6	立大3	
⑯ 昭和60年度(1985)	慶大53	早大36	中大21	明大19	一橋13	法大12	横浜10	日大9	東大9	立大2	
⑰ 昭和61年度(1986)	慶大63	早大56	中大40	明大28	一橋12	横浜12	東大14	法大13	日大14	立大4	
⑱ 昭和62年度(1987)	慶大68	早大49	中大36	明大27	一橋15	横浜15	東大13	法大7	日大7	立大5	
⑲ 昭和63年度(1988)	慶大68	早大45	中大38	明大23	一橋18	東大13	法大13	横浜10	日大6	立大2	
⑳ 平成1年度(1989)	慶大108	早大67	中大35	明大35	東大26	一橋18	法大12	立大12	日大11	横浜9	
㉑ 平成2年度(1990)	慶大111	早大78	中大46	明大36	一橋24	東大21	横浜18	法大15	立大9	日大8	
㉒ 平成3年度(1991)	慶大108	早大101	中大50	明大45	一橋32	東大28	横浜14	法大10	日大8	立大11	
㉓ 平成4年度(1992)	慶大126	早大110	一橋46	中大41	東大40	明大36	法大24	横浜19	立大14	日大5	
㉔ 平成5年度(1993)	慶大109	早大98	中大46	明大45	一橋36	明大32	法大13	横浜19	立大8	日大15	
㉕ 平成6年度(1994)	慶大140	早大102	東大57	一橋37	中大29	明大27	横浜19	法大14	立大10	日大4	
㉖ 平成7年度(1995)	慶大134	早大134	中大41	東大39	一橋27	明大22	横浜15	法大11	日大8	立大8	
㉗ 平成8年度(1996)	慶大115	早大95	中大39	一橋38	明大34	明大23	横浜22	法大14	日大11	立大4	
㉘ 平成9年度(1997)	慶大115	早大85	中大38	明大33	一橋26	東大24	横浜19	法大14	立大12	日大8	
㉙ 平成10年度(1998)	慶大119	早大97	中大34	東大29	明大28	一橋21	横浜14	法大13	日大12	立大9	
㉚ 平成11年度(1999)	慶大133	早大88	中大47	東大47	一橋35	明大27	法大23	横浜21	日大12	立大11	
㉛ 平成12年度(2000)	慶大136	早大90	中大60	東大50	一橋35	明大35	法大23	立大18	横浜16	日大13	
㉜ 平成13年度(2001)	慶大155	早大134	東大68	中大59	一橋47	明大42	横浜22	日大13	法大11	立大11	
㉝ 平成14年度(2002)	慶大183	早大140	中大94	東大75	一橋54	明大39	横浜23	法大22	立大21	日大16	
( 計 )	慶大2,700	早大2,160	中大1,366	明大892	東大747	一橋690	横浜421	法大336	日大228	立大219	

(注)上記の( 計 )は昭和42年度実績よりの累計数。

左の外・上位十位  
● 第二次受験者数  
一、二八九名 ● 合格者数  
一四八名 ● 合格率八・六% (平成十四年一〇月三十一日現在) 女子合格者一〇二名。





## 義塾の近況について －平成14年から－

### 慶應義塾・塾員センター

#### ●慶應義塾演説大会開催（1月）

平成14年1月12日、三田キャンパス演説館にて「慶應義塾演説大会」が弁論部主催で開催された。5名の演説終了後、懇談会に移行・盛況でした。

#### ●最後の香港監督バッテン氏講演開催（1月）

平成14年1月22日、欧州委員会のバッテン委員の「EUの外交政策 空想か現実か」と題する講演が三田キャンパス東館6階にて開催された。

#### ●平成13年度卒業式（3月）

平成13年度大学卒業式が3月23日、日吉記念館で行われ、8学部合計6538名、看護短大102名の卒業生が新たに義塾を巣立しました。

卒業25年の招待塾員も式に出席・祝福されました。

#### ●平成14年度入学式（4月）

平成14年度の大学学部入学式が4月3日、日吉記念館で行われ、入学者数は9学部6411名。

卒業50年記念の招待塾員約600名が出席された。

#### ●卒業51年以上塾員招待会開催（5月）

義塾卒業後51年以上塾員をキャンパスにご招待する「卒業51年以上招待会」が、5月18日、日吉記念館で開催され、約2000人の出席者が再会を喜び合う輪が広がり、旧交を温めました。

#### ●ウェーランド経済書講述記念講演会（5月）

5月15日今回は安川電気特別顧問菊池功氏を迎え「新技術時代を考える」という題目で行われた。

#### ●理工学研究科に先端科学技術国際コース設置

2003年9月から理工学研究科に「先端科学技術国際コース」が設置されます。これは留学生に対して日本語能力を問わずに英語だけで修士・博士課程の修了と学位の取得を可能とするものです。

#### ●教養研究センター開所記念シンポジウム開講

9月30日、慶應義塾大学教養研究センター開所記念シンポジウムが日吉キャンパス来往舎シンポジウムスペースにて開催されました。議塾内外から170名を越える参加者を集め教養教育とは何か、大学はどのようにそれを教育できるのかなどについて活発かつ有意義な議論が展開されました。

#### ●2002年慶應連合三田会大会開催（10月）

「三田会命名百年ーあしたへの継承ー」をテーマとして2002年慶應連合三田会大会が10月20日に日吉キャンパスで開催されました。前夜の大雨も当日朝には上がり塾員の家族も含めて1万4千人を越える来場者を迎えた日吉は終日賑わいました。

#### ●小泉信三記念講座「ワールドカップで日本が優勝するためには」開催（10月）

10月18日、日吉キャンパスにて小泉信三記念講座を開催。今回は日本初のプロサッカー選手である奥寺康彦氏と日本サッカー協会特任理事の塾員藤口光紀との対談形式で行われ、富樫洋一氏（塾員のサッカー紙編集者）を司会役に、2人のサッカー人生から日本のスポーツ環境に至る迄、幅広い分野にわたり、参加者は両氏の熱い議論に熱心に聞き入っていました。

#### ●第44回三田祭開催（11月）

今年で44回を迎える三田祭が「LIVE」をテーマに11月21日～24日の4日間にわたって三田キャンパスで開催されました。23日には内閣府共催「タウンミーティングin三田祭」が行われ、竹中平蔵・経済財政金融担当相が参加しました。

#### ●慶應医学賞（第7回）受賞者の発表（11月）

第7回慶應医学賞授賞者が西オーストリア大学Barry Marshall博士と京都大学大学院田中紘一博士に決定しました。

慶應義塾は医学・生命科学の領域において顕著かつ創造的な業績を挙げた研究者を顕彰するため慶應医学賞を創設し、1966年より受賞を開始しております。

## ●参考資料●

### 企業会計の信頼確保の新潮流

#### －有限責任制一部導入の法改正－

企業会計を国際水準に合わせる仕組みづくりが進んでいる。国内では資本市場のインフラ整備の一環として、これまで手付かずだった公認会計士制度の改革論議が進んでいる。

一方、海外では財務諸表の表記変更について大胆な提案も出ている。会計を巡る最新の動きを追ってみる。

「六十点でもいいから今回は公認会計士法を改正してもらいたい。大手監査法人の理事長の思いは強い。公認会計士業界が長年要望してきた改正の柱の一つが、欧米では主流の監査法人の社員（一般企業の役員に相当）に対する有限責任制の導入である。

有限責任制は、その企業の監査にかかわっていない公認会計士については責任を一定範囲にとどめるもの。米エンロン事件をきっかけにアンダーセンのような大手会計事務所でも突然解散に追い込まれた。社員の責任を限定できる仕組みを導入しなければ、公認会計士のなり手はいなくなるとの危機感が背景にある。

株式会社では基本的に過失のない限り取締役の責任は問われないが、監査法人は商法の合名会社と同じ扱いで、社員以上は総てが無限責任を負う。不正な会計処理を見落とし、企業や株主から損害賠償を請求されれば、関与していない社員も個人財産を差し出さなければならない。外国人株主の増加などにより今後訴訟が増える可能性は高い。

金融庁の金融審議会の改革案では、監査先企業に対する無限賠償責任については監査を担当した公認会計士に限られる見通しである。その他の社員は監査法人への出資額などに責任が限定される。

法改正が通れば監査法人も株式会社の役員の責任範囲に一步近づく。

無限責任制が残るのは、現在の監査法人制度が導入された1966年以降、抜本的な法改正が一度もなかったからだ。法律が当初想定していた監査法人の規模は社員10人程度。四大監査法人の規模はいずれも三百人を越えるが「社員が脱退するには

全社員の同意が必要」など実態と合わない規制も放置されてきた。

日本公認会計士協会は法改正を要望してきたが、旧大蔵省、金融庁も本腰を入れなかつた。所が、エンロン、ワールドコムの破綻をきっかけに資本市場の信頼性確保が最優先課題として急浮上した。米国が昨年7月に企業改革法を成立させたのを機に、日本でも公認会計士法改正の議論が熱を帯びてきた。

改正案では、監査先企業からコンサルティング業務など監査以外の業務を同時受託することを禁止、監査を受持つ公認会計士は五年から七年で担当替えとの規制も盛り込まれている。いずれも公認会計士の癪着を防ぐのが狙いだ。

一度取得すれば基本的に一生保証されてきた公認会計士の資格についても更新制の導入案が浮上している、協会は、監査の質向上を目指して昨年度から公認会計士に研修を義務付けた。ただ「自主的に始めたばかりなので（更新制導入は）もう少し待ってほしい」と要望しており、実現時期については不透明さも残る。

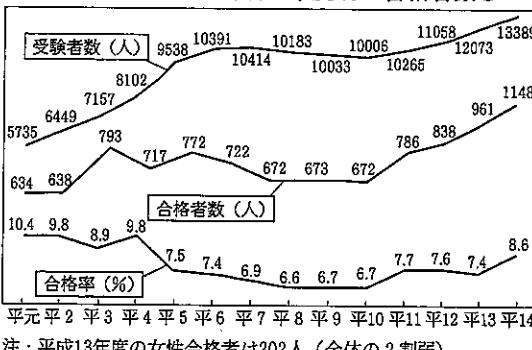
試験制度の簡素化や、実務経験者に一部試験を免除するなどの公認会計士の数増やす方策も盛り込まれている。

金融庁は審議会で改革案をまとめ、通常国会に法改正案を提出する予定。有限責任制の導入などを除けば公認会計士にとって厳しい内容のものもあるが、公正な資本市場づくりに向けて期待が強まっている裏返しもある。（新聞情報）

自民党の企業会計小委員会と商法小委員会は、12月13日、金融庁の金融審議会で検討している公認会計士法の見直しに対する意見書を発表した。

投資家保護の視点を強調し、五年程度での公認会計士の交替制に加え、監査法人の交替制の検討を求めている。両委員会の委員長は「金融庁案に比べて、一段と踏み込んだものになった」としている。意見書は公認会計士試験制度の見直しや日本公認会計士協会が自主的に実施している研修制度の義務化も要求しており、また、直接監査していない公認会計士の責任を一定範囲に限定する有限責任組合制度の早期導入も盛り込んでいる。

●公認会計士第2次試験・年度別・合格者数●



●国内10大ニュース資料●①ノーベル物理学賞に小柴昌俊、化学賞に田中耕一②史上初の日朝首脳会談、金総書記「拉致」認め、被害者5人帰国。③サッカーW杯、初の日韓共催で日本ベスト16④巨人が日本一、松井秀喜選手大リーグへ⑤鈴木宗男代議士をあっせん収賄容疑で逮捕⑥牛肉偽装事件相次ぐ⑦高円宮さま、ご逝去⑧秘書給与流用疑惑で辻元清美、田中真紀子両代議士が辞職⑨日本総領事館内で中国武装警察が亡命者連行⑩小泉首相が田中真紀子外相を更迭⑪住基ネット稼働⑫北朝鮮工作船を引き揚げ⑬東京電力などで原発損傷隠し⑭再編みずほ銀行でトラブル続発⑮「千と千尋」金熊賞⑯出直し長野県知事選で田中氏再選⑰中国製ダイエット食品で死者⑱失業率、5%の効率で推移⑲東証株価バブル後最安値⑳食品の不当表示が問題化⑳BSE調査報告書「農水省に重大な失政」⑳医療制度改革関連法成立、患者自己負担3割に⑳ソルトレーキ冬季五輪で日本「金」ゼロ⑳道路公団民営化で基本方針⑳加藤紘一・元自民党幹事長が議員辞職⑳福岡の保険金殺人で女4人逮捕⑳水泳の北島康介選手が世界新⑳H2A3号機打ち上げ成功⑳「日本郵政公社」設立決定⑳2004年度から新紙幣(14.12.20読売情報)

●海外10大ニュース資料●①モスクワで劇場占拠事件②バリ島で爆弾テロ③対イラクで安保理事会決議、米は攻撃準備進める④欧州で150年ぶりの大洪水⑤「ユーロ」の現金流通開始⑥北朝鮮が核開発継続認める⑦ブッシュ米大統領「悪の枢軸」発言⑧中国共産党大会で胡新指導部発足⑨イスラエル軍がパレスチナ自治区へ大規模侵攻⑩北朝鮮住民25人が亡命⑪米同時テロから1年⑫カーター元大統領にノーベル平和賞⑬東ティモールが建国⑭アフガン大統領にカルザイ氏⑮米で連続狙撃事件⑯五輪不正採点で金メダル追加⑰米ワールドコム破綻⑱最古の人類化石発見⑲中国、台湾で旅客機が相次ぎ墜落⑳英女王即位50周年⑳スー・チーさん解放される⑳ケニアでイスラエル人狙い連続テロ⑳イスラエルが国連加盟決定⑳米露が戦略核削減に調印⑳陸上男子100メートルで世界新⑳仏大統領選でシラク氏再選⑳米中間選挙で共和党躍進⑳旧ソ連・東欧7か国がNATO加盟へ⑳露がNATOに「準加盟」⑳黄海で南艦艇が交戦(14.12.21読売情報)

●平成14年度司法試験・出身大学別・合格者数●

●慶大は合格者数で第3位にー○内は昨年実績

校名	合格数	校名	合格数	11月13日
①東大	246(206)	⑤中央大	104(76)	法務省が発表
②早大	185(187)	⑥一橋大	45(36)	合格者は1083
③慶大	110(100)	⑦大阪大	29(34)	受験者 41459
④京大	110(90)	⑧上智大	28(19)	合格率 2.85%

●韓国第16代の大統領選挙は12月19日開票の結果民主党の盧武鉉ノムヒヨン(56)が[12,014,277]により、48.9%を獲得して、ハンナラ党の李会鉉(67)イフェチャン[11,443,297](46.6%)を抑えて当選。

●巨人・松井秀喜選手・米ヤンキース入り決まる。フリーエージェントFA宣言した松井外野手(28)3年契約・総額約25億6千万円で基本合意。

公認会計士三田会会報第27号(平成15年1月29日)

発行所 〒194-0032 東京都町田市本町田3450-161  
公認会計士西野清事務所 気付  
TEL 042-722-8821  
FAX 042-722-6651  
公認会計士三田会  
西野 清

編集発行人

昭和53年1月1日創刊(毎年1回1月刊行)

振込口座・三井住友銀行霞が関支店  
(普通) 639-4022583

塾出身の公認会計士・会計士補の有資格者は全員が協力し合って、公認会計士三田会・会員となれるよう左記迄に、入会申込みを願います。(FAXにて)